

点検・評価報告書



天使大学

目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	14
第4章 教育課程・学習成果	18
第5章 学生の受け入れ	24
第6章 教員・教員組織	31
第7章 学生支援	38
第8章 教育研究等環境	42
第9章 社会連携・社会貢献	45
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	50
第2節 財務	58
終 章	61

序章

貴協会へ提出する本報告書は、本学において 2006 年度、2011 年度に次ぐ 3 回目の「点検・評価報告書」である。

作成にあたっては、貴協会の示す「序章 本章 終章」の 3 部構成とし、本章については、「現状説明」「長所・特色」「問題点」「全体のまとめ」の 4 項目で構成した。

記述にあたっては、全学的観点に立っての内容を中心としたが、学部・研究科ごとに現状が異なるものについては、それぞれ記述した。

天使大学（以下、本学という。）は、キリスト教の精神に基づくカトリック大学として「愛をとおして真理へ」を建学の精神とし、教育目的に沿って、看護・栄養に関する専門職を育成している。

本学では、天使大学学則第 4 条および天使大学大学院学則第 3 条において教育研究の向上を図るために教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこととしている。自己点検評価委員会は、この点検評価の実施を担うが建学の精神を基盤として、教育目的・社会的使命を達成するために全学的な観点からの取り組みが必要であると認識している。

本学の自己点検・評価は、自己点検評価委員会が中心となり行っており、2000 年度に刊行した『天使大学点検・評価報告書』を緒とし、その後は『天使大学年報』として毎年発行している。この間、2006 年に認証評価機関である公益財団法人大学基準協会（以下、大学基準協会という。）に加盟が認められ、2006 年、2011 年に認証評価を受けた。両年ともに適合との認定を受けている。

2011 年度に提出した点検・評価報告書は、適合の認定を受けたが、努力課題として 7 点の改善報告が求められた。これらの課題等に対し、自己点検評価委員会を中心に全学的に改善策の検討を行い、その結果を教授会等で具体的な改善活動に取り組んだ。

その後、2015 年に「改善報告書」を提出した。改善報告書に対する検討結果が 2016 年に本学に通知され、再度報告を求められる事項はなかったが、今後の取り組み及び検討が求められる事項が 3 点挙げられた。これらの事項については、次のとおり、改善された事項もあるが、将来計画の中で引き続き論議・検討されなければならない事項もある。

1. 看護栄養学研究科の両課程で、学位授与方針において課程修了にあたって修得しておくべき学修成果の内容を明示していなかったが、看護学専攻はコース別に、修士論文コース、ホスピス緩和ケア看護学コース、保健師コースの各々についてディプロマポリシーとして明示し、栄養管理学専攻は博士前期課程及び博士後期課程に分けて履修要綱にそれぞれのディプロマポリシーを明示した。
2. 課程博士の取り扱いについては、看護栄養学研究科博士後期課程について、課程修了に必要な単位を修得して退学した後、再入学などの手続きを経ず、学位論文を提出した場合も、「課程博士」として取り扱っていたことに関し、改善が求められたため、2016 年 4 月に天使大学学位記取得に関する細則の一部改正を行った。

なお、看護栄養学研究科博士後期課程入学者の大部分が社会人入学者であることを考

慮し、長期履修制度規程を改正することにより退学を可能な限り回避するようにしている。

3. 看護栄養学研究科における学生の受け入れについては、各専攻のホームページや説明会などで周知を行い、社会人に対する環境を整備するなどの取り組みを行っているが、収容定員に対する在籍学生数比率は必ずしも改善されていない。

入学者の増加には優れた研究を行っている教員及び院生への経済的支援が必要である。各教員が研究力向上のための努力を継続すると共に、研究能力の秀でた教員のリクルートも必要である。また、院生への経済的支援に関しては周年事業の中で同窓生に協力依頼を行っているところであり、今後も、さらなる努力を継続していきたい。

後述するように、天使学園は2017年に創立70周年を迎え、2020年に大学移行20周年を迎えることから、これまでの歩みを振り返り、“TP7020”として行動指針を掲げて取り組んできた。少子超高齢社会を迎えて医療福祉システムが大きく変わる中、社会からのニーズに応えられる卒業生・修了生を社会に送り出すために、本学は大きく変わろうと努めている。ハード面では学生の修学環境の改善を目的に2020年の供用開始を予定する新校舎建設に取り掛かっている。ソフト面では、3つの方針を見直して2020年からの新カリキュラムでの教育を目指している。また、大学院看護研究科及び専門職大学院助産研究科の在り方を検討中である。このような中で、本報告書は、学内の多くの教職員が関わり、全学をあげて作成した。本学がより良い教育・研究を行っていけるよう問題点や課題のご指摘をお願いしたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえて、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学は70年前にフランスに本部があるカトリック系女子修道会「マリアの宣教者フランシスコ修道会（以下FMMという）」によって設立された。FMMは、1889年にカトリック長崎教区の司教の求めに応じて熊本県のハンセン病患者のケアを行うために5名の修道女を派遣した。出発の際にFMM創設者から「愛をとおして真理へ」の言葉が贈られた。修道女たちはキリストの教えにならい、身の危険を顧みず献身的なケアを続け、多くの住民から賞賛された。

その後、1908年にFMMから7名の修道女が札幌に派遣され、施療所を開設し、貧しい人々へ救いの手を差し伸べ、病める人々への看護を献身的に行った。第2次世界大戦後に札幌と東京に高度な看護教育機関の設置をFMMが決定し、天使大学の前身である札幌天使厚生専門学校が開設された。その後栄養士の養成も始まり、短期大学を経て、2000年大学に改組転換された。さらに2004年には助産研究科、2006年に看護栄養学研究科の大学院が開設された。

現在の構成は1学部2学科であり、学部の上には大学院を設置している。さらに専門職大学院として助産研究科を有している。看護栄養学部においては、看護師（看護学科）、栄養士、管理栄養士、栄養教諭（栄養学科）、大学院においては、保健師、専門看護師（看護栄養学研究科看護学専攻）、栄養教諭専修免許（同研究科栄養管理学専攻）、助産師（助産研究科）等の専門職業人および知識・技術を有した高度専門職者を育成している。

本学は、キリスト教の精神に基づくカトリック大学として70年間の中で培われた精神を守りつつ、これまでの歴史と今後の使命に重ねて129年前にFMM創立者から贈られた「愛をとおして真理へ」を建学の精神としている。（資料1-1、資料1-2、資料1-3 <http://www.tenshi.ac.jp>、資料1-4、資料1-5、資料1-6）

建学の精神は、以下の3つの柱に換言される。

第一は自分自身を見つめる「内省性」である。キリスト教の伝統では、古代ギリシャ以来の「振り返り」(review)を重視している。すなわち、他者との出会いを通して、自分の思いや行動を自分自身で振り返り、自分に気づくことが必要だからである。

第二は、キリスト教の価値観に基づく研究と学習、人間性の育成である。現代社会には多様な価値観があり、それに応じて人々の生き方も多様化している。本学では、他者に仕え、他者のために歩んだキリストの生き方を理想とし、真理の探究に努め、その研究、学修、人間性を育む場の提供を行っている。

第三は、世界の人々とともに歩もうとする「人間愛」である。国や民族（人種）の違いを超えた人間愛はキリスト教の特徴である。世界の人々を隣人とする開かれた心を養い、国際社会に貢献する人材の育成に努めている。

本学は、これら3つの柱を基盤として、あらゆる人々の幸福と安寧に貢献できる専門職者・専門職業人の育成を目的としている。その達成のため、次のような教育目的を設定している。

その達成のため、看護栄養学部では、「建学の精神」に基づき、看護学科と栄養学科を設

置し、「健康」と「生活」という共通概念を基盤として、人々の健康の保持・増進、疾病予防、疾病からの回復、あるいは平和な死への援助の実現を目的に、それぞれ独自のアプローチを持ちながら、連携・協働して地域社会に貢献できる専門職業人の育成を目的としている。(資料1-4)

また、建学の精神「愛をとおして真理へ」に則り、「幅広い教養」を身につけるために、人間性豊かな専門職者を育成するため、天使大学学則・天使大学大学院看護栄養学研究科学則・天使大学大学院助産研究科学則の第1条(設置の目的)には「社会の発展に寄与する人材を育成する」とあり、この目的のために、天使大学学則同条に『「広く豊かな教養教育」を行なう』と書かれており、教員組織として教養教育科を設置しており、看護学科・栄養学科の教員同様に学生の資質向上に寄与している。(資料1-7、資料1-8、資料1-9)

大学院看護栄養学研究科(以下、看護栄養学研究科という)は、看護栄養学部と共通する建学の精神であるキリスト教の精神に基づく「愛をとおして真理へ」のもと、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的に、看護学専攻と栄養管理学専攻の2専攻を設置している。人々の健康と生活を支える看護学と栄養学を組み合わせた学修を基盤に、その他の専門職や多様な立場の人と連携・協働して機能するための能力を養い、各専攻分野において高度な専門職業人、教育や研究のリーダーとなる人材を育成し、人間の「健康」と「生活」の支援に共通する「看護」と「栄養」を組み合わせた学修を通して、地域住民のみならず広く国際社会においてもの保健・医療・福祉の発展に寄与することを教育の礎としている。(資料1-5) 看護学専攻修士課程は、修士論文コース、ホスピス緩和ケア看護学コース、保健師コースを設置している。

栄養管理学専攻は、栄養管理学専攻博士前期課程と同博士後期課程を設置している。

本研究科の教育目的は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することである。

人材養成に関する目標は次のとおりである。

- 1) 看護学専攻修士課程においては、看護学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。
- 2) 栄養管理学専攻博士前期課程においては、栄養管理学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。
- 3) 栄養管理学専攻博士後期課程においては、栄養管理学に係る先端的な教育及び研究を行うことにより栄養管理学の高度の専門知識と技術を教授し、自立して研究活動を行い、卓越した教育上の指導能力を有する人材を育成する。

大学院助産研究科(以下、助産研究科という)は、看護栄養学研究科、看護栄養学部と同様、カトリックの教育機関として、キリスト教的人間観、価値観及び世界観にもとづき、

専門職助産師を育成する専門職大学院である。

本研究科では、学習者が効率よく学習目的を達成することができるように教育環境を整え、職業に必要とされる能力の獲得を支援する。学習者はユニークな資質を持つ人として尊厳を重んじられる。学習の進行にともない、各々の学習目標の達成が認められ、修得が保証 (reassurance) されることを通して、自尊心 (self-esteem) が高められる。これらの過程をとおして自己理解を深め自己を受け入れ、他者を気遣いケアする能力が醸成される。(資料 1-6)

助産師は神秘的な人間の生理現象に関わる専門職として、産む性である女性のかたわらにあり、その尊厳を重んじ、女性と新しい生命、その家族に必要とされるケアを提供することをめざす。

人間に備えられた心身のしくみ、生命の始めに畏敬の念をもち、深く理解し、自然の機能を最良の状態に保ち、発揮することができるように援助する者となることをめざす。高度の専門性が求められる助産師という職業を担うための、学識を深め、卓越した能力の育成をはかるために、助産学の理論や実践の学習をとおして精深な知識と技能を練磨する。さらに人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識と技術をあわせもつ高度な専門職業人として、助産師を育成することを目的とする。

また、すでに助産師である助産教育分野を専攻する者には、助産学領域のレビューとともに助産師を目指す学習者が、基本的助産実践能力を獲得する過程を支援すること、教育指導の理論と実践の能力を養うことを目的とする。

本研究科は、2つの分野を設置している。それぞれの教育目標は以下のとおりである。

・助産基礎分野

- 1) 女性に優しい自然出産を自律して医療機関や地域で実践するために、正常経過の診断およびケア、正常からの逸脱の判断及びケアができる能力の育成
 - ① 妊娠・出産・育児期は、女性のライフサイクルの中で生理的な変化の過程であるが、健康障害が生じやすく、また女性が健康に生きる習慣形成にとって重要な時期という概念に基づき、その過程に関わる助産ケアに必要な知識と技術を体系的に修得し、女性と新生児のケア・管理に必要とされる判断力と技術を修得する。
 - ② 正常を逸脱した妊産褥婦、新生児の早期発見と医療との連携について基本的知識、判断力と技術を身につける。
- 2) 科学的根拠の明らかにされている手段を、ケアの質の向上に応用する力の育成
 - ① エビデンスに基づく助産実践 (Evidence Based Practice Midwifery) 展開に必要な専門的な知識と技術を修得し、思考過程を深め、主体的な自己開発能力を養う。
専門職大学院は、実践力を養うことを教育の重要な機軸にしている。このため、実践で展開されるケア技術や保健指導の実践の意義や根拠を検証しながら学修を展開する。
 - ② 助産師が展開する実践を科学的根拠に基づいて検証し、臨床の知とし、助産の知識・技術の発展向上を図ることにより、助産の対象である女性への理解を深め、適切なケアの提供ができるように貢献できることは重要である。助産実践の中から、エビデンスとして検証を要する事象を明確にし、検証につなぐ力を育成する。

- 3) 助産管理並びに助産師教育の仕組みの理解、助産チーム及び他職種との連携・調整能力の育成
 - ① 実践を通して助産師の役割や責任範囲を理解する。他領域の専門家の役割を理解し、助産師の役割をもって協働する力を養う。
 - ② ライフステージの多様な状況にある女性や家族をケアする助産師のすぐれた後継者の育成の必要性を理解し、助産師教育カリキュラムや方法論を学習する。
 - ③ 助産の現場に新しい知識・技術を導入する際の、変化エージェント（変革の推進者）としての役割を学習する。
- 4) 子育て支援について助産師の役割を明確化し、具体的な援助が行える。また、子育てに関わる他領域の専門家の役割を理解し、ネットワークづくりができる基礎的能力を育成する。
- 5) 性と生殖に関する倫理をふまえ、思春期を中心とした性教育プログラムを開発し、性の健康相談ができる基礎的能力を育成する。
- 6) ライフステージ各期の女性のリプロダクティブ・ヘルスの増進を図るために、相談、教育、援助活動ができる基礎的能力を育成する。
- 7) 地域母子保健活動を他職種と連携・協働しながら主体的に実践できる基礎的能力、並びに政策化のプロセスを理解できる基礎的能力を育成する。
- 8) 国内外の母子保健活動を理解し、国際的な視野をもって発展途上国での助産活動に貢献できる基礎的能力を育成する。

・助産教育分野

- 1) 助産師が、女性に優しい自然出産の生理的過程の診断及びケアを、科学的根拠にもとづく手段を用いて行う能力を育成するための教育力を養う。
- 2) 助産師が、助産管理の仕組みの理解、助産チーム及び他職種との連携・調整能力を育成するための教育力を養う。
- 3) 助産師が、子育て支援、思春期の性と生殖を始め、ライフステージを通じた女性のリプロダクティブ・ヘルスへの援助活動ができる能力を育成するための教育力を養う。
- 4) 地域から国内外まで国際的な視野をもって、母子保健活動を実践できる基礎的能力、政策化のプロセスを理解できる能力を育成するための教育力を養う。
- 5) 優れた助産師を育成するために、教育機関ならびに臨床現場において、助産師を目指す学習者に対して、以下の項目について基本的理解を発展させ、教育・指導できる能力を育成するための教育力を養う。
 - ① 助産・看護における教育課程の編成・実施に関する計画を立案できる。
 - ② 教授・学習の理論を踏まえた教授学習法を展開できる。
 - ③ 評価理論を踏まえて学習目標の達成を評価できる。
 - ④ 教育機関の運営・評価について基本的理解ができる。
 - ⑤ 理論に基づく学習を実践に向けて統合できるよう教育・指導ができる。
 - ⑥ 変動する社会のニーズに合わせて教育の変革を推進できる。

②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明

示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

学生および教職員に対する建学の精神、教育目的、目標の周知は、本学学生支援ポータルサイト「T-NAVI」において、授業概要、履修要項、学生生活ガイドブックを掲載しており、学生、教職員は自由に閲覧できるようにしている。また、天使大学学則、大学院学則（助産研究科、看護栄養学研究科）、教育における3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）等は本学ホームページ上の「情報の公表」で情報公開されており、これらは学外者も自由に閲覧できるようにしており、社会に対して公表している。

学生は、入学時のガイダンスにおいて、各学科・研究科の人材育成の目的、目標、カリキュラム編成などについて説明を受ける。また、学部新生生については、「出会いと親睦のゼミ」において、助産研究科においては入学時の「修養会」において、建学の精神についての講演を実施している。2年次以降の学生についても、修養会やアッセンブリ・アワーを利用して、「建学の精神について」の講話を聴き、考える時間を設けている。（資料1-10、資料1-11、資料1-12、資料1-13）

また、本学は正課外においても、イースターの集い、クリスマスの集い、チャペルアワー等のキリスト教関連行事、看護学科の戴帽式、栄養学科の Food and Life Step-up Ceremony などの正課外教育を実施しており、これらの行事を通じて、カトリックの教えに基づいた建学の精神を伝えている。

社会への公表として、大学ホームページの他に、大学案内パンフレット（以下、大学パンフレットという）がその役割を果たしている。いずれも本学の建学の精神とその理念から導かれる教育目的を簡潔にまとめ掲載している。また、大学パンフレットの配布対象は、主に受験希望者であるが、年間16,000部程度発行し、本学主催の講演会参加者や就職の求人先など受験希望者以外にも広く頒布している。また、建学の精神「愛をとおして真理へ（ラテン語で *per caritatem ad veritatem*）」を大学パンフレットの表紙、交通広告（札幌市営交通地下鉄大通駅、同さっぽろ駅）、クリアフォルダー、手提げ袋など、様々な制作物や広告媒体で印字し、本学の象徴として社会に広く周知している。

また、教職員に対しては、宗務委員会、FD委員会が企画する研修会において学生の理念教育として実施される行事・授業・学生支援のあり方等、理念の具現化に向けての共通理解を図るよう企画されている。特に理念教育については、毎年12月に宗務委員会が企画する「教職員修養会」において浸透を図っている。（資料1-14）

③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた計画その他諸施策を設定しているか。

本学では、将来を見据えた中・長期計画を2011年から検討を進め、将来方針を示すものとして、2012年に「戦略体系図『TP7020』」をまとめ、教職員に公表した。（資料1-15）その後、2016年12月に「将来構想の策定に当たっての基本的な考え方」が理事会で承認され、学生及び院生確保の核となる他大学との差別化を図るための特色と魅力のあるカリキュラム改革、教育研究の充実、学生や教職員からの要望が強かった新棟建築等についての方針を整備した。（資料1-16）2017年3月の理事会において具体的な決議がなされ、理事及び学内教職員からなる将来構想委員会でその推進方法について検討し、学内教職員及び

学外学識経験者による検討委員会による検討や教職員への説明がなされた。

この考え方及び理事会決議の内容については、評議員会、学園運営連絡会、教育研究評議会、教授会、事務局課室長会議等で周知され、共有されている。

2017年度は、2020年度の実施に向けてこれらの内容について検討を進めてきた。「戦略体系図『TP7020』」、「将来構想の策定に当たっての基本的な考え方」の詳細については、第10章に記載した。

(2) 長所・特色

本学の特色は、上記現状説明でも記載したが、正課外教育を充実させ、理念教育をしっかりと実施しているところである。

そしてその長所は、1学部の小規模大学の利点を生かし、どのような行事を行う場合でも全学生・全教職員が参加できるように授業編成をしていることである。(資料 1-10、資料 1-11、資料 1-12)

宗教的行事である「チャペルアワー」、「クリスマスのつどい」、「イースターのつどい」、「卒業・修了感謝のミサ」は毎年実施され、全学生・全教職員が一堂に会して行われる。これらの宗教行事は、カトリックセンターの支援の下、宗務委員会が企画し、カトリックのミサを中心に、キリスト教の精神に触れる機会となっている。(資料 1-17、資料 1-18)

毎週火曜日の昼休み(12:15~12:45)には学内のチャペルにおいてミサが行われ、誰でも参加できるようになっている。ミサは時期に応じて、各学年のため、臨地実習のためなどの祈りも捧げられている。

新入学生が円滑な大学生活を始められることを目的に、学部においては入学時に看護学科・栄養学科合同で「出会いと親睦のゼミ」を行っており、助産研究科でも入学時の「出会いと親睦のゼミ」の修養会を行っている。

また、2年~4年次に学科別に1泊2日の宿泊研修「修養会」を学外で実施している。場所を学外にし、日々の学業から離れクラスメイトと寝食を共にすることで、建学の精神の3つの柱の一つである内省性を育むことを主体に、同じ目標を持つ仲間である他者を思いやることのできる人間性の育成や人間愛を培うことを目的としている。(資料 1-19、資料 1-20、資料 1-21、資料 1-22、資料 1-23、資料 1-24)

「合唱コンクール」、「体育大会」、「天使祭(大学祭)」も短期大学時から続く伝統的な行事である。(資料 1-25)

これらは全学生に共通の行事である。この他に学部では学科毎に「戴帽式」(看護)、「Food and Life Step-up Ceremony」(栄養)といった行事がある。

これらの行事はホームページやFacebook、Twitter等でも広く公表され、またパンフレットにも掲載されているため、本学の特徴として広く認識されている。本学の建学の精神をもとにした行事は、入学試験の出願書類のひとつである志望理由書に記載が多く見受けられ、個人面接時にも建学の精神が出願の動機としている者もあり、入学時から本学の教育理念を認識して志望する者がいることは広報活動の成果と評価できる。

本学では学部学生に対し、長期休暇期間や試験期間を除き、年間を通して火曜日の3講目（13：30～14：40）にアッセンブリ・アワーを設置している。アッセンブリ・アワーとは「集会の時間」を意味し、この時間帯は、建学の精神を啓発するためのプログラムを最優先とし、講義や教職員の会議を入れることはできない。

本学では、支援教員（助産研究科においてはメンター）制度を取っている。学年ごとに教員が4～5名担当し、1人の教員が十数名の学生を受け持ち、学生生活全般の支援をおこなっている。

（3）問題点

本学は専門基礎、専門科目等の正課教育と正課外の修養会や大学行事等を、学事暦に組み込んで実施しているが、本学の特色ある正課の科目に加えて、正課外の行事も多く、時間割が過密になっている。このため授業の配置やCAP制の導入など改善を検討している。正課教育と並行して展開される正課外教育の位置づけと意義について、学生・教職員間でさらなる共通理解が得られるように、今後も弛まず、各学年のアッセンブリ・アワーやホームルームにて理念と行事の関連性の説明を行い、行事やチャペルアワーへの取組についての学生の意識向上を図る必要がある。

また、修道女の教員を確保することが高齢化により困難な状況で、これらの正課外教育を本学の個性とその特徴として、どのように継承すべきかについては、今後の検討課題である。

4. 全体のまとめ

本学では修道会から贈られた言葉「愛をとおして真理へ」を建学の精神としている。この建学の精神に基づき1学部2学科、大学院および専門職大学院を設置している。学部・研究科の目的は建学の精神を踏まえ適切に設定している。

これら大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則に明示して教職員に周知している。また、履修要項にも明示して学生へ周知している。社会に対してはホームページや大学パンフレット等により公表している。

大学の将来構想は理事会が基本的な考え方を示し、これを具体化するよう、学内の各組織・部署において検討している。

本学の教育における大きな特徴である正課外教育と正課教育とのバランス確保及び修道女や信徒の教員を確保することが困難な状況の中で、建学の精神をどう継承・浸透させていくかがこれからの課題である。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

①内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

本学は1学部2学科、2研究科の小規模大学であり、学生数・教職員数ともに多くないが、学生一人一人に目を向けた教育を行っている。また、専門職業人を養成することを目的の一つとしていることから学生の卒業後の社会における評価がそのまま大学の評価となっていることが推察できる。

内部質保証のための全学的な方針は、社会の多様化が進む中で、本学の教育、研究、社会貢献について創立70年の歴史の中で一貫して培われた建学の精神「愛をとおして真理へ」のもと、質の高い専門職業人の育成、実践的な研究および地域に根差した社会貢献を目指し、継続してその質の向上と改善を行うために教育の充実と学修成果の向上を図ることである。

内部質保証には、授業レベル、プログラムレベル、大学レベルの3側面があるが、授業レベルでは学生による授業評価に基づき各教員が次学期への改善を学生に回答している。また、FD研修により各教員の教育力向上に努めている。プログラムレベルは、学科・科・研究科が対象となり、それぞれが改善に努めている。大学レベルは学科・科・研究科に共通する、あるいはそれを超えた問題・課題への取り組みで、本学では各種委員会、教育研究評議会、学園運営連絡会で協議し、必要に応じて理事会へ提案している。全学的および学部、研究科、事務局、各教員におけるPDCAサイクルの運用プロセスの考え方と体制は以下のとおりである。

- ・企画・設計 (PLAN) については、建学の精神、教育の目的、3方針、内部質保証の方針、「戦略体系図『TP7020』」等を示している。
- ・運用 (DO) については、全学的な教育・研究・社会貢献活動、学部、研究科、事務局の教育・研究・社会貢献等の実施を示している。
- ・検証 (CHECK) は、自己点検・評価等の検証、第3者評価への対応、各種の調査（在学生への調査、卒後調査、事務局の行う調査等）を示している。
- ・改善・向上 (ACTION) は、全学的には、教育研究評議会、各種委員会、また学部・科・研究科、事務局、各教員における改善等を示している。

これらの継続的な実現のために、責任を負う全学的な組織として、自己点検評価委員会が組織されている。自己点検評価委員会は、教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行うため、必要な事項を審議し、必要な業務を行うことを目的とする。自己点検・評価は、それ自体が目的ではなく、点検・評価の結果を改善につなげていくことに本旨があり、自ら定めた目標と実行した結果の差異を分析し、次なる改善に向けて具体的な内容を伴う改善策を立て、PDCAサイクルを実施していくことこそが自己点検・評価が本来意図するものである。このことから、本学では自己点検評価委員会を設置し、自己点検・評価を断続なく実施している。自己点検評価委員会は、点検・評価に関する「基本の方針及び実施基準の策定」、「実施」、「報告書の作成」、「結果の公表」等を審議事項としている。(資料2-1)

②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

本学では、大・中規模大学が設置している内部監査室、大学評価室のような独立した組織を設置していない。

全学的体制の核となる任務は、自己点検評価委員会が担っている。本委員会は、大学開学の2000年に設置され、継続して教育研究活動等の状況について点検評価を行い、必要な業務を行っている。委員会組織の構成員は、各学科長・科長、各研究科長、各学科から推薦され、学長に任命される教員および事務局長としている。また、学長が必要と認めるときは、他の教職員または学外の学識経験者の委員任命も認められているが現時点では選任されていない。

内部質保証を有効に機能させるためには、学内のすべての組織が自己点検・評価活動を実施し、課題や改善点を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくサイクルの確立が必要である。

これらの点検評価は、組織ごとに集約されたものを年度末に実施される活動報告会で報告している。報告会は、学内教職員の任意参加で行われ、年度末の時期でもあるが、活発な討議がなされ、次年度への改善に向けての有用な意見も多い。

これらの報告会の結果を踏まえ、点検評価内容は天使大学年報という形に集約しており、自己点検・評価の結果の改善を要する部分については現時点では各学科・科、委員会等に委ねられている部分もあるが、今後全学的な取り組みとしてとらえていくよう検討中である。(資料2-2)

自己点検評価委員会で指摘された問題点、課題は各学科・科、研究科、委員会等で検討、対応しているが、学科等を超える課題や全学的課題については教育研究評議会で検討し、必要に応じて理事・教員が参加する学園運営連絡会、理事会に報告あるいは提案して対応する体制となっている。(資料2-3)

学生による授業評価に関しては、FD委員会が実施し、学生からの意見に対しては各教員がこれに回答し、次年度に向けての改善策を提示している。

③方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

1) 授業評価

本学では、より質の高い教育を行うためには、直接学生の声聞き授業に反映させることが必要であるとの認識に立って、その有効な手段である「授業評価アンケート」を全学的に実施している。2011年度前期に、授業評価アンケートのリニューアルを行う等、実施開始から何度か改善を行い、現在は、FD委員会が担当し半期ごとに実施している。

アンケートは、集計結果が出された後、担当教員がコメント欄や改善点などを加筆後、その結果は、学内公表しており、学生も閲覧できるようになっている。また担当教員は、結果を真摯に受け止め、次期以降の授業改善に活用しており、それぞれの科目について、授業改善の方向性を多面的に考えることが出来るようになっている。

今後の取り組みとして、アンケートは一つの授業に対して1回のため、複数教員で担当する授業についての評価のさらなる検討等が必要である。(資料2-4、資料2-5)

さらに、FD委員会では、専任教員・非常勤講師を対象に、教員が相互に授業を参観することで、各自の授業に役立て教員の質を高めることを目的に、2017年度後期より授業参観

の試行を始めた。今回は、12名の申し込みがあり、授業担当者の許可を得て、すべて実施された。

報告書には、参観者から自身の授業に活かせる発見があったとの意見が聞かれた。しかし、前期・後期の授業が総論・各論と進むため、後期の実施では利用しづらかったためか、実施件数が12件であったこと、実施状況が科による偏りが見られたことなどを踏まえ、2018年度前期も試行継続の予定である。今後、2019年度からの本実施に向けて準備を整えているところである。(資料2-6)

また、FD委員会では教員の教育力向上のためのFD研修会を定期的実施している。

2) 学部・科、研究科、委員会による対応

自己点検評価委員会における指摘は、学部・科、研究科、委員会へフィードバックされ改善に向けてそれぞれ適切に対応されている。学部・科に関しては2014年より、2020年を目指しての3つの方針の改定が検討中で、2025年問題を念頭に地域・在宅に重点を移行するカリキュラムを検討している。研究科については、2016年度からは保健師コースを増設し、ホスピス緩和ケア看護学コースは、がん看護専攻教育課程26単位を高度実践看護師教育課程38単位に、2016年度から変更している。さらに、看護学専攻博士後期課程の増設に向けて検討中である。

3) 部局をまたぐ課題、全学的課題への対応

体制の項で述べたように、教育研究評議会で検討されているが、まだ十全に機能しているとは言えない状況であり、今後、より一層充実した改善への関与が必要である。また、人事、予算を要する案件については学科長等と学外の理事が参加する学園運営連絡会での協議、理事会への提案等が必要である。

④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価については、2000年度から実施し、2006年度には大学基準協会の加盟判定審査を受け、正会員への加盟・登録が承認された。2011年度に同協会による認証評価を申請し、大学基準に適合しているとの認定を得た。この判定審査結果は本学の大学ホームページに掲載し、公表している。また、2005年度以降の自己点検・評価については、毎年度実施のうえ「自己点検・評価報告書(年報)」という形で冊子として発刊し、公表している。

同様に、教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等の公表についても、ホームページ上で行っている。ホームページの「情報の公表」として、教育研究については、目的、基本組織、教員組織・業績等、入学に関すること等、財務に関することでは、事業報告、決算概要、監査報告、その他の諸活動として、学生の修学・進路に係る支援に関すること、情報公開に関すること等があげられる。

ホームページの管理は、入試広報室が担当している。ホームページへの公開については、広報委員会がその内容を精査し、管理を行っている。

また、財務にかかわる情報公開については、本学の学報「天使」で学園の決算概要とし

て、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書を掲載し、学生、教職員、学生の父母、卒業生などに配付している。さらに、学校法人天使学園財務書類等の閲覧等に関する規程を整備し、財務書類などの閲覧請求に対応できる体制を整えている。

これらのことから、情報公開については適切に実施されていると考えている。

(2) 長所・特色

前述のように、本学は1学部2学科、2研究科の小規模大学であり、学生数・教職員数ともに多くないが、学生一人一人に目を向けた教育を行っている。特に2025年問題を念頭に2020年度からの適用を目標に3方針（ポリシー）の改定を実施中で、より社会的ニーズに応えられるカリキュラムが期待される。また、ハード面では学生からの要望が強かった自習のためのスペースの確保等学修環境の改善を目的とした新棟建設に2018年度着工予定である。

(3) 問題点

内部質保証に関する基本的な考え方は出来つつあるが明文化されたものの作成までには至っていない。毎年、自己点検・評価を実施し、年報を作成しているが、質保証のための評価という点では、必ずしも十分とは言えない。しかし現状において、建学の精神が大学内だけに留まらず社会的にも浸透していること、PDCAサイクルの確立に向けた3方針が一貫性のあるものとして策定されていること、学生の受け入れ・卒後の進路に関すること等が全学的に適切に機能していること等を鑑みると、一定程度の内部質保証は担保されていると思われる。今後早急に明文化して公表できるように検討を続行する。

一方、外部評価によるピア・レビューを実施していないため、自己点検・評価が独りよがりになっている可能性も否定できず、今後は外部評価の導入を検討予定である。

(4) 全体のまとめ

本学は、「建学の精神」に基づき、「健康」と「生活」という共通概念を基盤にして、それぞれの学部・研究科ともに独自のアプローチを持ちながら、連携・協働して地域社会に貢献できる専門職業人の育成を行っている。継続してその質の向上と改善を行うために教育の充実と実践的な研究により学修成果の向上を図っている。

全学的な内部質保証体制は、自己点検評価委員会が中心となり行なっている。本委員会は、大学開学の2000年に設立され、継続して教育研究活動等の状況について点検・評価を行い、毎年「自己点検・評価報告書（年報）」を作成し、公表している。

教員個人、学科・科、委員会レベルでは自己点検・評価に基づく改善がなされている。しかし、PDCAサイクルのアクションに係る全学的な内部質保証システムの構築は現時点では不十分であり、教育研究評議会、学園運営連絡会の充実・活用が急務である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学は、1学部2研究科の小規模大学のため、附属研究所や研究センター等は設置していないが、建学の精神であるキリスト教的人間観に基づく人間形成の基盤を学修させるために、開設時より教養教育科を設置している。カトリック大学として、開設当初より、宗務委員会を置いていたが、2012年より、カトリックセンターをその上に位置付け組織した。(資料1-18)

教養教育科は、看護学科・栄養学科どちらにも属さない教育研究組織である。豊かな人間性を育むための人間理解、専門職としての人間愛を学ぶ科目および看護学、栄養学の専門科目への導入教育となる科目を担当する。本来小規模校においては、教養教育科目は、非常勤講師を配置する機会が多いが本学はできる限り専任教員を置くようにしている。(資料1-4、大学基礎データ表1)

特に本学の建学の精神の浸透のために、「キリスト教学概論」「聖書の講読」「キリスト教学特論」等の科目を配置し、この科目を担える教員を専任で配置している。さらに専門科目と教養教育科目を学修する上で必要な基礎的能力の向上をはかるための科目として「基礎学修演習」「科学的思考演習」を配置し、「基礎学修演習」については、教養教育科教員全員で担っている。

本学部は、人間が生きていく上で重要となる「健康」と「生活」を支え、看護と栄養の両分野をとおして社会に貢献する人材を教育することを目的に、看護学科、栄養学科を設置している。それぞれ実践力の高い専門職を育成するためにカリキュラム編成では、専門基礎領域と専門領域に分け、さらに専門領域を細分化して、学年進行に合わせた科目を配置し、段階的に専門性を高め教育効果を上げるように、主要科目を担当する教員は関係学位を持つ者を配置する等、教育研究組織を構成している。(資料3-1)

本学部は、看護学科、栄養学科共に、大学設置基準の規定に準じ、法定の必要専任教員数を十分に満たしている。

両学科合わせた教員数は、2017年度で54人であり、それぞれ看護学科28(基準12)人、栄養学科20(基準10)である。職位については、教授数が看護学科で基準に1人満たなかったが、2018年度に補充が決定しており、栄養学科は5人の基準を十分に満たしている。

特に両学科とも看護師、管理栄養士の有資格者の配置人員数が多く、設置基準を上回っている。また、学内での演習・実習および学外の臨地実習等では、実習指導教員を配置し、学生の指導に当たっている。(資料3-2、資料3-3)

疾病構造の変化や少子超高齢社会の進展などによる看護職への社会的要請の変化に伴い、2009年より看護基礎教育、保健師教育の教育体制の検討を行った。看護協会が看護基礎教育の4年制化および積み上げ教育による保健師教育を推進する方向性、大学における看護系人材育成のあり方検討会が大学院教育の方向性を示していることを踏まえ、本学の教育体制について学科会議、教授会等で検討した。その結果、本学の教育理念を大切にしたい教育を継承し、質の高い看護師、保健師を養成するための教育体制として、2012年より学部

においては看護基礎教育の充実を目指して看護師教育課程のみとし、保健師教育に関しては2016年より大学院での教育課程に変更した。

栄養学科においても指定基準の「栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学および給食経営管理論への管理栄養士有資格教員だけでなく、応用栄養学や食品衛生学を担う教員もまた複数教員のうち一人は管理栄養士有資格者を配置し、管理栄養士の視点も大切にしている。

看護栄養学研究科は、キリスト教的人間観に基づき、知的、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成する目的を達成するために、学部の看護学科、栄養学科を基礎として、看護学専攻と栄養管理学専攻の2専攻を設置している。

学部から看護栄養学研究科への教育の一貫性については、学部教育において配置されているいくつかの科目が研究科につながるように科目を設定している。たとえば、看護学科では、ホスピス・緩和ケア論や地域看護学、ヘルスプロモーション活動論等、栄養学科では、臨床栄養学や食品衛生学等、研究科につながる科目を設定し、研究科教員が当該科目を担当している。

看護学専攻は、修士論文コースとして公衆衛生看護学、成人看護学、精神看護学分野を、専門看護師コースとして、ホスピス緩和ケア看護学コースに加え、2016年度からは保健師コースを開設した。栄養管理学専攻においては、博士前期課程、博士後期課程を設置している。2016年度カリキュラムより、1研究科として、教育理念や目的の達成に関わる共通で履修可能な科目として、研究方法論や疫学、地域ケアシステム論、国際保健学特論、倫理学特論などを設定し、その基盤の上に、看護学専攻、栄養管理学専攻の専門科目を設定している。

また、栄養管理学専攻では、栄養管理学総合演習の授業の一環として、地域住民を対象にした「天使健康栄養クリニック（以下、クリニックとする。）」を設置している。クリニックは、栄養管理学専攻博士前期課程の必修科目であるとともに、学部栄養学科4年生の選択科目として位置づけ、研究科、栄養学科の教員が相互に担当している。過年度においては、天使大学特別研究費を受託し、その成果を報告書としてまとめている。

助産研究科は、建学の精神の下、豊かな人間性と卓越した知識と技術を併せ持つ高度な専門職業人として、助産師を育成することを目的として、教育研究組織を構成している。

教員は、臨床助産師として経験が豊富な者、助産師教育に長年従事してきた者等で組織されており、2017年度は、専任教員15人のうち、実務家専任教員5人（みなし専任教員3人）の配置である。これらは、専門職大学院設置基準を満たした人数である。（大学基礎データ表1）

また、本研究科は技術だけでなく国際的な視野を育成するために国際助産学実習を選択科目としておいているが、海外（マダガスカル アベマリア産院）での実習のため、実習指導教員を現地に置き、指導に当たっている。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、全学的な教育研究組織の点検・評価をそれぞれ学部・研究科で定期的に行っている。

学部においては、毎年活動年度初めに学科・科ごとに目標を設定し活動計画を作成しており、月1回の学科・科の会議において実施状況を確認し、年度末には評価を行い次年度の課題を明確にして、改善・向上に努めている。

研究科では、両研究科とも教育研究の指導などに関わる事項は、大学院の科目担当教員を構成員とする各専攻会議の審議を経て、研究科委員会で決定している。会議は、定期的に（原則として毎月1回）開催して、教育研究組織の現状について検証するとともに、年間の活動目標に対する評価を行ない、改善・向上に努めている。

大学の運営組織として教育研究評議会、教授会、学科・科会議、各種委員会が設置されているが、特に学生の教育支援には教務委員会、学生委員会、課外行事には宗務委員会が重責を担っている。（資料3-4、資料3-5、資料1-17）

大学のそれぞれの組織の評価については、自己点検評価委員会が、毎年、各部署に年報の提出を求め、各部署の担当者のみでなく全教職員が参加可能な報告会を開催して、全学的に課題を共有し議論を行い、改善・向上の必要性を確認する場としている。（資料2-9、資料2-10）

教員の研究業績については、毎年、天使大学年報に整理し公表している。また、教育研究組織の構成員である教員数、年齢的バランス、組織的機能などを、学科・科会議において定期的に検証し、新年度に向けた教員を検討し、予算編成方針を進め、教育研究組織の充実に努めている。

これらを通じて、現在の組織が適切に機能し、効果を上げているのかを検証するとともに、それらの結果を踏まえ、教育研究組織の改善、充実にに向けた検討を継続的に実施している。

（2）長所・特色

本学の特色の一つは、1学部2研究科の小規模大学ではあるが、教養教育科を独立して配置していることである。教養教育科は、豊かな人間性を育むための人間理解、専門職としての人間愛を学ぶ科目および看護学、栄養学の専門科目への導入教育となる科目を担当し、学部・研究科に関わっている。

現在、2020年に向けて3つの方針の再検討を行っているが、その中で教養教育を専門科目への導入としてのみならず、専門科目における課題解決のためとしても位置付けるカリキュラムとして医療倫理、英語等について検討している。

また、看護学科においては、保健師教育課程を学部の選択制に位置づけている大学が多い中、全国に先駆けて看護師教育を4年制に、保健師教育を大学院に移行したことは本学の特色と言える。少子超高齢社会にあるわが国において、地域包括ケアシステムの構築や地域におけるヘルスプロモーションが重視され、保健師に求められる社会的要請は、個人家族、集団の支援にとどまらず、地域支援、事業化、施策化の能力までが求められる。複雑困難な未知の健康課題にも向き合っていかなければならない保健師は、高度な実践力とともに研究探究力も不可欠であり、これらは大学院で2年間をかけて学ぶ意味がある。

2016年度の看護栄養学研究科カリキュラム改正においては、2専攻の共通科目を設定し、

院生・教員の連携を強化した組織の整備に取り組んでいる。

教育研究組織の適切性については、各学科、各専攻会議や研究科委員会を通じて定期的に議論し、点検評価を行うとともに、自己点検評価委員会を中心とする全学的な検証を行ってきたことにより、一定の質的水準を維持していると考ええる。

(3) 問題点

教育研究組織として、教授の年齢構成が高く改善が必要である。また2017年度は教員の欠員もあったが、2018年度は充足された。今後は、将来を見据えた教員構成、教員のキャリアアップの推進のための方略を検討する必要がある。

学部から研究科につながる科目は一部設定しているが、一貫した教育研究としては十分とは言えず、私学の特色としての一貫教育の在り方を検討することも今後の課題であり、大学院教育の任に当たる教員の負担が大きく、学部と大学院の役割分担が課題である。

看護学部・学科の新設が続く中で建学の精神を理解する教員の確保は極めて困難であるため、自前での教員養成が必要となる。また、臨床のブレークスルーの実現には臨床能力と共に高い研究能力を有する教員の養成が求められる。そのため看護栄養学研究科看護学専攻に博士後期課程を増設すべく検討を行っている。

専門職大学院助産研究科はこれまでに約260名の修了生を養成しており、その臨床実践力は臨床現場で高く評価されている。高い実践力の獲得には長期の臨地実習を要すが、特に3か月に及ぶ地方での臨地実習は学生のみならず教員にとっても重い負担となる。そこで、実習前指導、実習中の実習指導教員への指導の委託、教員の巡回等の検討により、教員の負担を軽減しつつ、研究に要する時間の確保が必要となっている。これらの課題に加えて定員の未充足及び財政的負担が継続していることから、専門職大学院助産研究科の在り方を根本的に検討中である。

(4) 全体のまとめ

本学は、キリスト教の精神に基づくカトリック大学として看護と栄養に関する専門職の育成を目的として、教育研究組織は概ね適切に構成されていると言える。

また、学部、研究科の教育課程や教育内容は、学問の動向や社会的要請等に配慮して見直し、カリキュラムの構成を検討し、改善してきており、併せてふさわしい教員を配置している。

さらに、学科・科、委員会等の各部門で、教育研究組織の適切性を検討し、改善する体制をとることができており、全学的に検討する体制もあり、組織として恒常的に検証を実施する体制が取れているといえる。今後は、全学的に将来の方向性についての検討がなされる場が、より有効に機能していくことが必要である。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

看護栄養学部では、「建学の精神」に基づき、「健康」と「生活」という共通概念を基盤にして、人々の健康の回復と保持・増進、疾病予防、あるいは平和な死への援助を実現するため、それぞれ独自のアプローチを持ちながら、連携・協働して地域社会に貢献できる専門職業人の育成を教育目的として、必要な能力を設定している。授与する学位は学士（看護学）と学士（栄養学）である。

看護栄養学研究科では、看護学専攻修士課程、栄養管理学専攻博士前期課程、同後期課程の学位授与方針を定め、明示している。授与する学位は修士（看護学）と修士（栄養学）及び博士（栄養学）である。

看護栄養学研究科の学位授与方針は、本学の理念であるキリスト教的人間観を基盤に専門分野の知識と倫理観をもって、高度な専門職業人として、科学的根拠に基づく総合的判断を研究と実践に適用し、関係者と連携・調整のもとに、課題解決を推進できるとしている。さらに各専攻やコース別に学位授与方針を定め明記している。

助産研究科では、高度の専門性が求められる助産師という職業を担うための学識を深め、卓越した能力の育成を図るために、助産学の理論や実践の学習をとおして精深な知識と技能を練磨し、さらに人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識と技術を併せ持つ高度な専門職業人としての助産師を育成することを教育目的として、必要な能力を設定している。さらに、助産教育分野では、助産師の理論と実践を教育指導する能力を養うことを目的として、必要な能力を設定している。授与する学位は助産修士（専門職）である。

これらの目的を達成するため、学部、両研究科それぞれにおいて、学位授与方針を策定し、履修要項の配布及び大学ホームページに掲載することにより、学生・教職員に周知するとともに広く社会に発信している。（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 2-7 http://www.tenshi.ac.jp/data/info/2017_policy.pdf）

②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

看護栄養学部では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示す5つの能力を修得するために必要な科目等の配置について、その方針を述べており、教育課程の構成として詳細を明示している。

教育課程の構成では、看護・栄養学科の専門教育科目を専門基礎科目および専門科目に区分し、更に教養教育科目を加え、各区分で目的とする学習内容と主な授業科目を挙げて説明を行っている。加えて、必修・必修選択・選択科目の区別および、講義・演習・実習の授業形態を明記している。

看護栄養学研究科では、学位授与方針に基づき看護学専攻修士課程と栄養管理学専攻博士前期課程は、各専攻で教育課程を編成しており、両専攻共通科目および一部の専門基礎科目は両専攻で共通に履修できる科目を設定している。両専攻共通科目は、専門性の異なる学生の共通の学修の場をとおして、研究や実践の基礎となる理論や学問を学び、総合的な視野をもった実践の基礎的能力を修得するため設定した。また、専門基礎科目は各専攻

の基盤となる科目であるが、相互の学びを強化するために、一部の科目は専攻が異なる院生にも選択を可能にした。

助産研究科でも同様に、ディプロマ・ポリシーで要求する能力獲得に必要な科目等の配置について、カリキュラム・ポリシーとして定めている。

看護栄養学部、大学院看護栄養学研究科、大学院助産研究科それぞれにおいて、教育課程の編成・実施方針を定めており、定めた方針について履修要項の配布及び大学ホームページに掲載することにより、学生・教職員に周知するとともに広く社会に発信している。

(資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6

資料 2-7 http://www.tenshi.ac.jp/data/info/2017_policy.pdf)

③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部、研究科の各教育課程は、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき専門職業人・高度専門職業人・高度専門識者（看護師、管理栄養士、保健師、助産師、専門看護師等）の育成を目的として、適切に編成している。

看護栄養学部では、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目から構成され、分野を体系的に分け、必要な授業科目を順次性を考慮し配置している。また、2012年度カリキュラムにおいて、栄養・看護の合同科目として、「栄養・看護演習」を必修科目に、「合同特別演習」を選択科目として設定して、各々の専門性や連携・協働を学ぶプログラムを構築した。

看護栄養学研究科では、看護学専攻において修士論文コースの特別看護研究、公衆衛生看護課題研究、ホスピス緩和ケア看護課題研究を設定して、幅広い教育・研究と同時により専門性の高い教育を実施している。2016年度には、高度実践看護師（がん専門看護師 38 単位）の認可を受け、更に、保健師教育課程は学部教育から大学院看護栄養学研究科看護学専攻での教育課程に変更申請を行い承認された。2016年度のカリキュラム改正においては、看護学専攻修士課程と栄養管理学専攻前期課程の両専攻で共通に学修すべき内容を確認して 10 科目を設置し、そのうち 2 科目（研究方法論特論、倫理学特論）を必修科目とした。

栄養管理学専攻博士後期課程では、基礎系と実践系に体系化して、各系共通の「研究方法論」とそれぞれの系独自の特論を配置して、「特別研究」を通じて専門的かつ高度な学位論文の作成指導を実施している。

助産研究科では、質・量ともに充実した実習・インターンシップを中心に、学内の講義・演習とともに、教育課程を体系的に編成している。(資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 4-1、資料 4-2、資料 4-3)

④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

全学共通の内容として、各授業科目の授業時間は、学習内容および授業形態に応じて、

1 単位当たり講義は15時間、演習は30時間、実験・実習・実技は45時間で計画し、時間割の編成および授業の運営を行っている。各授業科目の単位数・時間数の詳細は、学部履修要項の教育課程表に授業形態毎に区分し明示している。また、単位の実質化を図るための措置として、ハッピーマンデーなどの祝日および正課外の大学行事等により授業回数の確保が難しい場合には、時間割の指定枠以外でも授業が入っていない時間帯に組み入れる、土曜日開講を行う等により、規定通りの授業回数を必ず確保している。

学部では、看護学科は看護師の資格取得を、栄養学科は管理栄養士の資格取得を目指した教育課程を展開しているため、必修科目が多く、受講年次もほぼ指定されている。それにより、履修登録単位数の上限設定はしていないが、実態として各学年の履修単位数は50単位以内となっている。履修登録は、年度の始めに登録を行い、後期の始めに登録変更期間を設定している。入学時のオリエンテーション終了後の翌週の中で履修指導時間を設け、学科・科の各教務委員が希望者に対して履修相談・履修指導を実施している。

授業概要（シラバス）は、授業科目毎に担当者名、受講年次・学期、必修・選択の別、単位数、授業の概要及び目標、授業計画、評価方法、準備学習・事後学習・課題等、教科書、参考文献、学習資料を記載し、具体的に明示している。その中で、講義・演習科目の授業計画では規定回数分の授業内容を示し、授業を展開している。評価方法については、定期試験、レポート等の評価の種類と割合を明示し、それらに則して厳格に評価を行っている。（資料3-1、資料4-4、資料4-5）

更に、提示された授業概要と実際の授業内容については、授業の最終回に実施する学生による授業評価アンケートにおいて「授業は、授業概要に記載されている計画通りに進められたか」という質問項目が設定されており、学生からの評価と自由記載による学生の声を受け、各担当教員が改善を図っていく仕組みを取っており、整合性の確保に努めている。

看護栄養学研究科では履修要項に、看護学専攻、および栄養管理学専攻の各々に学位論文作成ガイドを掲載し、専攻・課程別に「学位論文作成フローチャート」と「学位論文の作成から論文審査、学位授与までの流れ」として、時系列で研究指導計画を示している。各々の専攻に研究指導の科目を配置し、学生に対し指導教員が研究指導を行う他、副指導教員を配置することが可能であり、多くの教員が関り指導を行っている。

栄養管理学専攻は勤務しながら通学する社会人学生が多く、長期履修制度を活用する学生も多いことから、個々の学生に合わせて柔軟に研究指導計画を作成している。

授業科目全般について、授業の概要及び目標、授業計画、評価方法、準備学習・事後学習・課題等、教科書、参考文献、学習資料を詳述し、看護栄養学研究科授業概要を作成して、ホームページに掲載し、それに基づいて授業を展開している。なお、非常勤講師が担当する授業の一部は、2～4時限をまとめた集中授業として実施するなど、教育効果を考慮しながら授業を展開している。

専門職学位課程である助産研究科の助産基礎分野においては、助産師として高度な実践能力の獲得を目指した2年間の教育で、合計29週間の実習期間を確保し、その期間中に経験する妊娠・出産・産褥新生児期の対象へのケア経験事例数の合計は、約130例（2017年度修了生平均、見学は含まない）に及んでいる。

1年・2年次それぞれの学年開始時に、講義科目と連動する実習科目「マタニティサイクル助産ケア」の展開についてオリエンテーションを実施、実習前演習科目で準備する。

1年次はいずれも病院実習で、マタニティサイクル助産ケア基礎実習(前期9週間)、同統合実習Ⅰ(後期12週間)の実習期間を確保し、院生3～4名に専任教員1名と実習指導教員を配置して、1年間で分娩介助10例を目指すと共に、妊娠期25例、産褥新生児期8例のケアを経験する。この間、実習については、臨床指導者と共に、専任教員が臨床現場で実習内容・方法等について個別に指導に当たっている。

2年次には、マタニティサイクル助産ケア独立助産実習(前期、助産院6週間)で助産師本来の自律した仕事に参加、後期の統合実習Ⅱ(2週間)では、病院で複数の対象をケアし、メンバーシップの実習を経験している。2年次の実習はすべて、インターンシップで展開しており、助産チームの中で活動を学ぶ機会としている。

助産研究科においても、授業概要をホームページに掲載している。(資料1-4、資料1-5、資料1-6)

⑤成績評価、単位認定および学位授与は適切に行われているか。

既修得単位の認定については、履修規程において、認定できる科目や単位数の詳細を定めている。また、技能審査による単位授与の場合の種類及び単位数についても同様に定めている。

年度当初に学生からの申請を受けた場合、単位修得先の他大学等のシラバス等を確認して認定案を作成し、教授会・研究会委員会の議を経て適切に単位認定を行っている。既修得単位の認定をした科目は、成績評価欄に「N」と表示することとしている。

単位認定については、全学的に授業概要(シラバス)により科目の成績評価方法が明記されている。具体的には、試験、出席状況・レポート及び受講態度などの結果により総合的に判定する。実習科目の成績評価は実習評価項目、実習記録(提出物)、出席状況などの結果に基づき科目担当教員が判定する。

成績評価は評語(A・B・C・D・F・H)で統一して表すこととし、学期ごとに科目の最終成績通知書を学生とその保護者に配布する。通知された成績に異議がある場合、学生は「授業科目の成績評価に対する学生の意見申出書」により申し出ることができる。

授業科目が終講し、履修要項に明示している単位授与の要件をすべて満たすと、科目担当教員が評価を定め、学長が単位を授与する。この条件に則して、単位授与(認定)を厳格に行っている。

卒業・修了要件については、成績評価と同様に、履修要項に明示している。

学則で定めている学位授与方針に沿い、卒業・終了年次末に、学生個々の取得単位と卒業・終了要件との整合性を各学科・科または専攻科会議で確認し、次いで教務委員会、教授会・専攻科委員会の議を経て、学長が学位授与(卒業・終了認定)を行っている。卒業・終了年次ではない学生についても、同様の手続きで進級を認定している。いずれも認定に至る手続きを厳正かつ適切に進めている。(資料1-4、資料1-5、資料1-6、資料4-6)

⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

教育目標に沿った教育展開と正課外教育などを併せて、人間愛をもって人の役にたてる

専門職業人の人材育成を行っている。

学修成果の測定には退学率や留年率、国家試験合格率等を指標意図している。

学生に対するきめ細やかな支援を実施しており、その結果過去数年にわたり、退学率は学部においては1%程度、研究科においては10%未満である。留年率は学部においては3%未満、研究科においては10%未満である。さらに、2017年度のそれぞれの資格の国家試験合格率は、看護師国家試験合格率96.6%、保健師国家試験合格率80.0%、管理栄養士国家試験合格率87.5%、助産師国家試験合格率は100%と一定の成果を上げている。(資料1-4、資料1-5、資料1-6、資料4-7)

⑦教育課程およびその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年度、学部、研究科において、それぞれ活動目標、活動内容、次年度の課題等について点検評価を行い、これらの報告(年報)に対して、自己点検評価委員会が年報(自己点検・評価報告書)に評価コメントを付記し、PDCAサイクルを循環させている。

また、年度末に年報報告会を開き、各部署からの報告を受け、質疑応答をおこない、全学での情報共有に役立てている。

更に、学部においては、各学科・科毎に独自の自己点検評価活動をおこない、カリキュラムの改善につなげている。(資料2-9、資料2-10)

(2) 長所・特色

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方法などに関する事項は、学部・大学院とも授業概要に詳細に明記し、学生に配布している。また、大学ホームページにも科目内容を掲載して学生への周知を図っている。その結果として、大学構成員はもとより、社会にも理解が広がっている点は評価できる。また、学生の履修が円滑に遂行され、さらに成績評価・単位認定が一連の機関決定の上で厳正に行われ、適切に進級・卒業を判定していることは評価できる。

本学は専門職業人、高度専門職者の養成を目指しており、特に高度化、複雑化する医療や福祉の領域でのニーズに応え、実践力を備えた人材を輩出するためには、他職種への理解を深め、相互に協力しあう能力が必要となることから、学部の利点を活かし、教育課程で共通科目を配置し、一定の効果を上げてきたことも評価に値する。

助産研究科では、開設以来2年課程で助産実践家の育成を行っており、ICM(国際助産師連盟)が2010年に策定した「助産師教育の国際基準」に則った教育期間(看護教育後18か月以上)を継続し、14年間で267名の助産師を育成した。

(3) 問題点

学部においては、実践力を備えた専門職業人の養成を目指しているため、教育課程では臨地実習に多大な時間を割いている。この場合、学内で学習する関連授業科目の内容や進捗と、臨地実習の間の連携が重要である。看護学科では実習指導教員の配置も含めて教育効果を高めているが、栄養学科では臨地実習先に配置する実習指導教員が少なく、学内の関連授業科目担当者と臨地実習先との連携をさらに強化し、教育効果をより高める必要が

ある。

学生による授業評価について、公表は学内のみに留まっているため、学外への公表の方法を現在検討中である。また、授業評価を実際の授業内容や方法に生かすための具体的な方策についても現在検討している。

現行3方針の中でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは連動して設定しており、関連性が維持されている。しかし、カリキュラム・ポリシーとして示した方針と、教育構成の枠組みが必ずしも一致しておらず、関連の示し方として弱い側面があると言わざるを得ない。さらに少子超高齢社会の進行の中で、「地域包括ケアシステム」が導入されて医療福祉システムは大きな変化を迎えているが、この変化に対応するカリキュラムの構築が急務である。一方、臨地実習に際してトラブルを生じる学生が散見されるが、その要因として発達障害等が疑われ、障害者総合支援法にうたわれる「合理的配慮」を組み入れた実習の立案が大きな課題となっている。

各ポリシーの公表法については、全学的に改善をしていく予定である。

(4) 全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づき、「健康」と「生活」という共通概念を基盤にして、人々の健康の回復と保持・増進、疾病予防、あるいは平和な死への援助を実現するため、地域社会に貢献できる専門職業人、高度専門職業人の育成を教育目的として、必要な能力を設定している。

学部では学科毎に、看護栄養学研究科では各専攻の課程・コース毎に、助産研究科は研究科全体で学位授与方針（ディプロマ・ポリシー＝DP）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー＝CP）を定め、また、教育課程を体系的に編成し授業科目を開設している。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ、最終的に成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っている。更に、DPに明示した学生の学修成果を把握・評価し、これに基づき、教育課程の適切性について定期的な点検・評価を行い改善・向上にむけるよう取り組んでいる。

課題として、「地域包括ケアシステム」に対応する3方針、障害者総合支援法にうたわれる「合理的配慮」を組み入れた実習の立案が大きな課題であり、併せてDP、CPおよびAP（入学者受け入れ方針＝アドミッション・ポリシー）の関連性をさらに明瞭にするべく学内で検討中である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

本学では、全学的に2017年度より学生の受け入れ方針、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の3つの方針の関連性について点検をし、必要な改正を行っている。

学生の受け入れ方針については、建学の精神の下、本学が求める学力と人物像についてそれぞれの学生募集要項に記載するほか、大学案内や大学ホームページにも掲載し、社会的にも広く周知している。(資料1-27、資料1-28、資料1-29)

この方針と入学者選抜・判定方法との関係性については、高校訪問、オープンキャンパス、業者による進学相談会、個別相談等で受験生や保護者、高等学校教員等に対して、口頭で説明をしている。説明内容の例として、看護栄養学部の学生の受け入れ方針3については学科試験および小論文試験、その他は、主に面接試験で審査・判定をしている等があげられる。(資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料5-4、資料5-5)

②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

看護栄養学部及び看護栄養学研究科の広報活動については広報委員会が所管し、教職員の協力を得ながら、展開している。広報委員会の委員構成は、広報委員会規程に則り、各学科から各2名及び教養教育科から1名がそれぞれ推薦され、学長が任命する教員及び入試・広報室長である。(資料5-6)

助産研究科においては、「天使大学大学院助産研究科校務分掌規程」に基づいて設置された入試広報委員会が広報活動を所管する。構成員は助産研究科教員の若干名である。(資料5-7)

学生募集のための広報活動は、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパスを大きな柱とし、看護系・栄養系の大学での学びや卒業後のキャリアについて解説をする出張講義や、本学に興味を持つ受験生と直接的に接触できる進学相談会・校内ガイダンス等を含めて様々な展開をしている。

このほかに入試・広報室員を中心とした事務職員が、道内の高等学校進路指導部を訪問し、本学の理念・特色、他の看護系・栄養系大学との相違点、入試・就職・国家試験等の結果、当該高等学校出身の在学生の様子などを伝え、高等学校との信頼関係を形成するとともに情報交換を行っている。

公正な入学者選抜の実施及び入学者と本学とのミスマッチ防止の観点から、上記の媒体や活動をとおして学生の受け入れ方針、本学の特色、専門職業人のやりがいや厳しさなどを伝えるとともに、入学定員、募集人員、出願期間、試験日、合格発表日、出願資格(概略)、試験科目・配点・時間、過去3か年にわたる各入学者選抜の学科別志願者数・受験者数・合格者数・受験倍率・合格者最低点等の入試情報の公開や、別冊による過去3か年分の入試問題(一般入試学科試験、公募制推薦入試及び社会人入試の小論文試験)の配布等を行っている。

こうした活動を行うにあたり、「広報のポイント」を教職員で共有するために、毎年5～6月に広報委員会主催の「広報活動のための学内勉強会」を開催している。

看護栄養学研究科においては、同研究科専用の大学案内パンフレットをそれぞれ制作し、各地の看護系・栄養系の大学、病院、保健所等へ送付した他、オープンキャンパスでの個別相談、本学看護栄養学部生対象の説明会（2016年度以降は各学科・全学年対象に開催）でも配付し、学生の受け入れ方針や、修了時の到達目標、教育内容、修了生の論文テーマ、長期履修制度、入試情報、学費等について案内している。

さらに、専任教員が本学卒業生や病院・施設等の現職者等へ個々に接触し、アピールしている。この他、栄養管理学専攻においては栄養関連学会の学会誌への広告掲載や、北海道栄養士会会員へのダイレクトメール等も行っている。

助産研究科では、入学者選抜に関する公平性、透明性、多様性を確保するために、出願希望者やステークホルダーを対象に、建学の精神、教育目的、アドミッション・ポリシー、カリキュラム、教育方法、臨地実習、学費、入学者選抜（入学定員、募集人員、出願資格、入試日程、入試科目・時間等）等に関する広報を大学案内パンフレット、学生募集要項、ホームページ、看護系・助産系の専門誌への掲載広告、オープンキャンパス等を通じて行っている（大学案内パンフレット及び学生募集要項等の資料については、全国各地の看護系大学や病院、施設等に送付している）。

本学の入学者選抜では大学入試センター試験利用入学試験を含めたすべての入学試験で個人面接試験を課し、学科試験や小論文試験と合わせて学生の受け入れ方針に合致した人物かどうかを評価し、合否判定を行っている。

学部の入学者選抜は、2017年度看護学科87名及び栄養学科85名の入学定員並びに5名の栄養学科編入学定員とし、学生の受け入れ方針に基づいて、推薦入学試験（公募制・指定校制）、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、社会人入学試験、編入学試験を実施しており、学生募集要項にそれぞれ出願資格、出願書類、試験科目・配点、試験日・時間割、試験場、合格発表、受験上の諸注意等について記載されている。

本学では、公正かつ適切に入学者選抜を行うために、入学者選考規程に基づき、入学者の選考に関する必要な事項を審議し、必要な業務を行うことを目的とする入試委員会を設置している（助産研究科は、入試広報委員会として一つにまとめている）。（資料5-8）委員会構成員は、入試委員会規程に則り、学長が任命した委員長、学科長・科長、学科・科から推薦され、学長が任命する教員各1名及び入試・広報室長で、学生募集要項（入学者選抜方法、入試日程等）及び入学者選抜の実施（実施要領・監督要領、試験実施本部要領、面接試験の質問項目等）に関する審議、年度をとおした活動全体の点検評価等を行っている。（資料5-9）

入学試験問題の出題においては、学内教員及び学外の専門家等の入学試験問題作成委員に対し、①出題は高等学校学習指導要領の範囲を外れないこと、②作題した問題の適正について入念に確認すること、③受験者の平均点が6割程度になる作題に努めること、などを

周知徹底し、点検についても入試問題作成委員、第三者委員、学長、入試委員長、入試事務担当者のほかに、外部機関へ委託をして、厳重に出題ミスの防止に努めている。

各入学者選抜実施の際は、学長を本部長とする試験実施本部を設置し、入試委員長を中心として事務局長、事務局次長、入試担当職員が本部員として適正に入試事務を執行している。

各入学者選抜の実施前には、担当者全員が出席する説明会や分科会を開催し、重要点・留意点の周知徹底を図っている。

選考にあたっては、学生の受け入れ方針を基に、個人面接試験や小論文試験における各評価基準を定め、個人面接試験においては3人の面接員を配置するなど、公平を期すための体制を整えている。

合否判定については、各入学者選抜の合否判定基準に基づき、学科会議、入試委員会、教授会での審議を経て決定している。

入試結果については、受験者本人の請求により、一般入学試験成績の総合点（ランク区分表示）及び一般入学試験成績の各科目の得点（ランク区分表示）を開示している。

なお、入学者選抜ごとの概要は次のとおりである。

公募制推薦入学試験は、高等学校卒業見込者のうち、本学を第一希望・専願とし、本学卒業後に専門職者として社会に貢献する意志を持ち、高等学校の評定平均値が3.8以上の者を対象に実施している。学生の受け入れ方針への適合性を測る試験科目は、小論文試験、個人面接試験で、合否は原則としてこれらの科目の得点により判定している。

指定校推薦入学試験では、道内のキリスト教系の高等学校の中から、本学への十分な進学実績のある8校に絞り、各学科5名程度の枠を設定している。出願資格は、本学を第一希望・専願とし、本学卒業後に専門職者として社会に貢献する意志を持ち、高等学校の評定平均値が4.0以上で、かつ主要6教科（国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語）の平均が4.0以上の者を対象としている。試験科目は、個人面接試験のみで、出願書類とともに学生の受け入れ方針への適合性を確認し、合否を判定している。

一般入学試験の学科試験では、両学科とも「英語」が必修で、「国語」（近代以降の文章で古典を除く）または「数学Ⅰ・数学A」から1科目選択、「生物基礎」または「化学基礎」から1科目選択の計3科目を課している。配点は各科目100点の300点満点、試験時間は各60分）。さらに個人面接試験を実施し、合否については、学科試験科目と併せて総合評価を行っている。なお、看護学科ではより適正な個人面接試験を実施するために、学科試験における第一段階選抜を実施している。

大学入試センター試験利用入学試験の学科試験では、「英語」（リスニングテスト含む）が必修で、「国語」（近代以降の文章で古典を除く）または「数学Ⅰ・数学A」から1科目選択、「生物基礎・化学基礎」「生物」「化学」から1科目選択の計3科目を課している（配点は各科目100点の300点満点、試験時間は各60分）。また、本学個別試験として、個

人面接試験を課し、可否については、大学入試センター試験の得点と併せての総合評価を採用している。なお、看護・栄養両学科ともに、より適正な個人面接試験を実施するために、第一段階選抜を実施している。

この他、本学では社会人入学試験を実施している。試験科目は、小論文試験、個人面接試験で、可否はこれらの得点を総合的に評価し、判定している（募集人員は若干名）。

栄養学科3年次編入学試験の試験科目は、学科試験「専門科目」、小論文試験、個人面接試験で、これらの得点を総合的に評価して可否を判定している。

看護栄養学研究科の入学者選抜は、看護学専攻14名（保健師コースを設置前の2015年度まで8名）・栄養管理学専攻博士前期課程3名・同専攻博士後期課程2名を入学定員とし、学生の受け入れ方針に基づいて、推薦入学試験（看護学専攻保健師コースのみ）、一般入学試験（前期・後期）、がん看護専門看護師養成特別入学試験を実施し、学生募集要項にそれぞれ出願資格、出願書類、試験科目、試験日・時間割、試験場、合格発表、受験上の注意等について記載されている。

入学者選抜については、看護栄養学研究科長を責任者として同研究科が学生募集要項（入学者選抜方法、入試日程等）及び入学者選抜の実施（実施要領・監督要領等）等に関する審議、年度をとおした活動全体の点検評価等を行っている。

出題者は専任教員を充て、学長、看護栄養学研究科長、各専攻主任、出題者、入試・広報室員が出題の点検をし、ミス防止に努めている。

入試当日は学長が本部長で、看護栄養学研究科長、各専攻主任、事務局長、事務局次長、入試担当職員による試験実施本部を設置し、適正に入試事務を執行している。

可否判定については、可否判定基準に則って専攻会議、研究科委員会の議を経て決定している。

看護学専攻および栄養管理学専攻博士前期課程の試験科目は、推薦入学試験で小論文試験と個人面接試験、一般入学試験で学科試験「英語」及び「専門科目」、小論文試験、個人面接試験、栄養管理学専攻博士後期課程の試験科目は、学科試験「英語」、小論文試験、口答試験、がん看護専門看護師養成特別入学試験の試験科目は個人面接試験である。

学部および看護栄養学研究科では、入学志願者で身体に障害があり、受験上及び修学上配慮を必要とする者への事前相談期間を設け、その旨を各学生募集要項へ記載し、必要に応じて入試委員長、志願学科の学科長（入試委員）、看護栄養学研究科教員、入試・広報室長等が面談をして、入学者選抜や就学上の配慮事項について確認をしている。

助産研究科では、「天使大学大学院助産研究科校務分掌規程」に基づき、入試広報委員会が学生募集要項（入学者選抜方法、入試日程等）及び入学者選抜の実施（実施要領・監督要領等）等に関する審議、年度をとおした活動全体の点検評価等を行っている。

入学者選抜においてはアドミッション・ポリシーに適合した人物を受け入れるために、学力と人物を総合的に評価して可否を判定する制度を採用している。

具体的には、助産基礎分野は入学定員30名で、推薦入学試験、一般入学試験（前期試験・

後期試験)、社会人入学試験を実施し、試験科目として、推薦入学試験が小論文試験及び個人面接試験、一般入学試験が学科試験「専門科目(母性看護領域)」、小論文試験及び個人面接試験、社会人入学試験が小論文試験及び個人面接試験とする多様な入試形態を採っている。

助産教育分野については入学定員を10名として前期試験・後期試験を実施し、試験科目として小論文試験、個人面接試験を課している。

出題にあたっては、入試広報委員が協議の上で作問方針を決定し、さらに出題者、入試広報委員長、学長が出題に関する点検・校正を行うなど適正な出題に向けた体制を整えている。

入試当日は学長を本部長とし、入試広報委員長、助産研究科長、事務局長、事務局次長、入試担当職員による試験実施本部を設置し、適正に入試事務を執行している。

公平性の担保については、個人面接試験では面接員を複数配置し、小論文試験においても2名が採点している。

合否判定にあたっては、助産研究科の合否判定基準に則り、入試広報委員会及び助産研究科教授会において、各試験の点数を総合的に評価している。

2014年度から事務局に入試・広報室を新設して専従スタッフを配置し、これまで総務課員が兼務で行ってきた入試・広報活動と適正な入学者選抜の執行に向けた体制を整えた。

③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在学学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本学の学部においては、2013年度から2017年度の入学定員に対する入学者数の平均比率は、看護学科が1.08、栄養学科が1.03と適正数値を維持している。また、志願者に対する合格者の倍率についても、看護学科が3.5~4.0倍、栄養学科が1.9~2.9倍と十分な選抜を行える水準を維持しており、定員の設定は適切で、在籍学生数の過剰または未充足のいずれも該当しない。

編入学定員に対する編入学生数の平均比率は0.72で、2014年度から編入学定員に達していない状況であり、編入学生の募集については、2018年度をもって終了することが学内で決定された。

研究科の収容定員に対する在籍学生数比率の平均について、看護栄養学研究科の修士課程では看護学専攻が0.60、栄養管理学専攻が0.90、博士課程(栄養管理学専攻)が0.37、助産研究科が0.53であり、いずれも学生募集が難しい状況にあるが、十分な教育・研究ができる体制になっている。(大学基礎データ表2)

④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

前述のとおり、看護栄養学部及び看護栄養学研究科の広報活動については広報委員会、看護栄養学部の入学者選抜については入試委員会、看護栄養学研究科の入学者選抜については看護栄養学研究科、助産研究科の広報活動及び入学者選抜については助産研究科が毎

年度、活動目標、活動内容、次年度の課題等について、PDCAサイクルを循環させて点検・評価を行い、これらの報告書に対して、自己点検評価委員会が年報（自己点検・評価報告書）に評価コメントを記している。

なお、広報委員会の活動目標の1つとして、広報活動に関する各種データ分析と、分析結果の共有を掲げ、実践している点がこれまでと比べて強化されている（2016年度以降）。

具体的には、これまでも実施してきた「新入生アンケート」の設問を改善し、さらに入試・広報室でまとめた各種統計とその分析内容に関する資料を充実させて「入試委員会」「学園運営連絡会」「局課室長会議」「広報活動のための学内勉強会」等で理事者や教職員への様々な情報提供と課題提起を行っている。

また、入学者選抜については、毎年、担当教職員に対して行う入試ごとのアンケート調査や高校等への意見聴取の内容を基に、選抜の実施運営や面接試験と小論文試験の評価基準等の点検を行っている。

なお、広報活動に関する改善事項については、次の通りである。

看護栄養学研究科については、看護学専攻に成人看護学コースや保健師コースを増設し、広報活動においても前述のとおり、オープンキャンパスの開催や、本学看護栄養学部生向けの説明会を全学年対象とするなどの活動強化を図っている。

助産研究科では、オープンキャンパスコンテンツの充実（模擬母親学級、体験型施設見学）、ホームページへのオープンキャンパス撮影動画や修了生インタビューの掲載、病院・施設・看護大学等への広報資料送付の充実、助産雑誌等への広告の掲載、メールマガジンの配信、本学看護栄養学部看護学科全学年を対象とした説明会の実施など広報活動を強化している。

また、2017年度から公益社団法人全国助産師教育協議会「助産師教育における将来ビジョン2015」を充足する教育機関であることも併せてアピールしている。

（2）長所・特色

学生募集においては、適正な志願倍率と入学者数の獲得とともに、学生の受け入れ方針に合致した人物を受け入れることを目標に活動を改善してきた。その改善内容と有意な成果が見られた主な事項については次のとおりである。

全学対象のホームページについては、ユーザビリティの向上、読みやすい内容、本学の空気観が伝わるものとし、トップ画面をスマートフォン対応に改めた。

学部の広報活動のおもな強化事項として、大学案内パンフレットについては、2017年度入学生対象のものから全面リニューアルを図り、本学の理念や特色、教育・就職・資格に関する情報、学生のメッセージなどを数多く掲載し、入学希望者の増加と入学者のミスマッチ軽減につなげている。

オープンキャンパスについては、春のプログラムでの説明会を新規実施した。夏の看護学科プログラムは参加人数が多数となるための措置として「午前」「午後」の2回実施及び「就職情報紹介」の新規導入を行った。秋のプログラムでの「学生トークライブ」や予備校講師による「小論文試験対策講座」・「一般入試英語対策講座」等の新規導入を行っ

た結果、2016年度には本学初の年間1,000名を超える参加者数となった。

ダイレクトメールについてもより効果的な時期での実施や、高校2年生の送付対象を拡大した。

また、高大連携事業の一環としての出張講義や、中学生を対象とした学内見学会等の実施回数を増加させ、大学での学びやキャリア形成に役立つ情報提供等を行ってきた。

本学では、従来からすべての入学試験で個人面接試験を課し、学科試験や小論文試験と合わせて学生の受け入れ方針に合致した人物かどうかを評価し、合否判定を行っている。広報により本学の特色を浸透していること、すべての試験で個人面接を実施していることが、入学者の本学とのミスマッチを防ぎ、休・退学者数の少ない結果につながる一要因となっていると推察する。

入学者選抜においては、適正な試験実施と合否判定を行うことを目標に活動を改善してきた。その結果、有意な成果が見られた主な事項については次のとおり。

学部では、入学者選抜における円滑で遺漏のない実施・運営を行うために、試験関係者に対する事後アンケート調査を毎年実施し、改善につなげている。

運用の点では、これまで担当者全員に対して一括で行ってきた説明会のほかに、試験監督者、面接員、採点評価者等の分科会を実施し、一般入学試験「英語」試験問題のネイティブチェック（点検）の導入、合格発表をホームページ上でスムーズに閲覧するための環境整備等を行った。

評価の点では、面接試験及び小論文試験における評価基準、面接試験質問項目等の点検を行い、必要な改正を行ったほか、入学試験問題難易度の分析を行うために、2016年度から一般入学試験における設問ごとの解答結果等を分析し、翌年度以降の試験問題作成の参考データとして活用した。

（3）問題点

看護栄養学研究科及び助産研究科における収容定員に対する在籍学生数比率の向上を目標に掲げ、改善に取り組んできたが十分な成果が得られなかった。学生募集機会の拡大や卒業後の進路開拓、経済的支援策などについての対策が必要である。

（4）全体のまとめ

本学では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー＝AP）を定め、ホームページ等により公表している。また、APに基づき学生募集および入学者選抜を公正に実施している。

学部の定員の設定は適切であり、在学学生数を定員に基づき管理している。

学生の受け入れについて、定期的に点検・評価を行い、改善・向上にむけるよう、学内の各部署において取り組んでいる。

なお、看護栄養学研究科及び助産研究科の定員に対する在籍学生比率が低く、この改善が課題である。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

本学はカトリック大学として、キリスト教を基盤とした建学の精神のもと、医療や保健福祉の現場で活躍し貢献する看護師、保健師、助産師、専門看護師、栄養士、管理栄養士、栄養教諭の専門職業人の育成を使命としている。

専門職業人の育成に当たっては、高度な専門教育を展開しなければならないことから、本学の建学の精神を理解し、専門職としての誇りとアイデンティティを持ち、看護及び栄養の専門分野に関する先進的教育を実践できる人材の確保と配置が求められている。

この専門教育と共に、幅広い教養や豊かな人間性を育むための教養教育や宗教教育も重要であることから、教養教育科目4領域（人文系・社会系・自然系・外国語）においてバランスの取れた人材配置も重要であり、キリスト教的人間観を教授できるカトリック修道女の雇用にも努めている。

さらに、本学は看護栄養学部を基礎とした看護栄養学研究科および専門職大学院として助産研究科を設置していることから、大学院の修士課程・博士課程の教育を担当することができる教育・研究能力を併せ持った人材の確保も同時に目指している。

また、助産研究科においては、助産分野における豊富な実務経験と高度な実務能力を有する教員の配置も必要になる。

このことから、本学の教育理念を実現するための優秀な教員の採用にあたっては、各専門分野の教育・研究に優れていることはもちろんのこと、本学の教育理念を理解し人間愛をもって教育・研究にあたる人材を確保することとし、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準並びに管理栄養士学校指定規則を遵守し、さらに少人数教育に対応できる適正な教員組織を編成するため、専任教員、嘱託教員及び特任教員等の教員構成を定めた「人事方針」を毎年策定している。

②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

看護栄養学部は、実践的能力を備えた専門職者の養成を目指していることから、医療や保健衛生の現場において役立つ実習関連の専門教育科目を多く配置している。

このため、看護学科及び栄養学科両学科において、法令に定められている専任教員数を十分上回る組織となっている。

看護栄養学部の教員数は、看護学科は、学生収容定員348名に対し、教授5名、准教授9名、講師6名、助教8名であり、栄養学科は、学生収容定員350名に対し、教授7名、准教授6名、講師5名、助教2名である。また両学科の教養教育を担当する教養教育科は、教授3名、准教授3名であり、合計54名である。

さらに、看護学科・栄養学科とも、演習や実習で小人数教育を実施するため、当該領域の臨床経験を有する有期雇用の助手及び教育研究支援職員である実習指導教員を十分確保し、演習・実習科目における学生への指導体制の充実を図っている。

また、講義科目においては、学外から各教科の専門知識を有し教育経験豊富な兼任教員

76名（看護学科39名、栄養学科22名、教養教育課15名）を非常勤講師として雇用している。

なお、看護学・栄養学という女性従事者の多い教育分野であることから、女性教員の雇用も多く、教員の男女比には全く問題ない。しかし、専任教員の他嘱託教員及び特任教員の雇用も多く、このことから、教員の高齢化については問題視しており、大学院を担当できる優秀な教員の採用に配慮すれば高齢化はやむを得ないともいえるが、個々の教員が自己の教育・研究を活性化し共同研究や異分野を取り込んだ先進的研究を推進していくためには、他大学等との教員の人事交流やベテランと若手教員の融合は必要不可欠であることから、今後は年齢にも配慮した教員の採用等を行い、バランスの取れた教員構成となるよう教員の適性配置に努めたい。

看護栄養学研究科は、看護栄養学部を基礎としていることから、全ての教員を学部所属の専任教員として採用している。大学院教育に従事できる教育・研究能力を有した教員の確保に努め、現在の教員数は、大学院生収容定員が38名であるのに対して、教授10名、准教授10名、講師5名の合計25名となっており、大学院設置基準上必要な教員数を確保している。

さらに、学外から兼任教員22名を非常勤講師として雇用し、大学院教育の充実を図っている。（大学基礎データ表5）

助産研究科は、臨床助産師として経験豊富な教員や助産師教育に長年従事してきた教員を採用し、さらに助産に関連した領域を深められる他の専門領域の教員で構成されている。現在の教員数は、大学院生収容定員が80名であるのに対して、教授5名、臨床専任教授3名、兼担教授4名、助教3名の合計15名となっており、専門職大学院設置基準上必要な教員数を確保している。

③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

本学教員の採用は、「天使大学教員の採用及び昇任の選考に関する規程」及び「天使大学大学院助産研究科専任教員の採用及び昇任の選考に関する規程」により行っている。この規程には、採用及び昇任の選考基準、選考方法、採用手続及び昇任手続等が定められている。

教員の採用は公募により行っている。まず、教員の補充に当たり学長が理事長の意向を確認したうえで、選考を行う学科長と協議し、教員募集大綱の原案を作成し教授会の意見聴取を経たうえで、理事会の審議・承認を得た後、大学ホームページへ募集大綱を掲載するとともに、「独立行政法人科学技術振興機構研究者人材データベース」の求人公募欄を利用して関係大学や医療機関等へ広く周知している。

また、教員の公募を進めるとともに、「教員選考委員会規程」で定めた教員の選考審査に係る採用候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という）を設置する。選考委員会は学長、理事長が指名する学務担当理事を含む理事2名、関係する学科長又は科長、書類等教育研究業績を審査する教員2名で構成し、応募者の学位、教育経験、研究業績、実務経験、学会・社会活動等の項目について総合的に審査を行うこととしている。選考委員会で書類審査及び面接を行った後、学長は当該学科の教授をもって構成する教授会（以下、特別教授会という）に採用候補者を報告し、採用候補者に係る意見を聴取してその結果を理事長に報告し、理事会で審議・承認することとなる。

専任教員の昇任については、個々の教員から昇任の申出を受け、学長が当該教員の所属する学科長等と協議し、教員選考委員会規程に則り、選考審査に係る昇任候補者選考委員会を設置する。昇任候補者選考委員会は、前記の採用候補者選考委員会と同様の構成及び同様の審査基準で審査を行い、学長は特別教授会に昇任候補者を報告し、昇任候補者に係る意見を聴取して、その結果を理事長に報告し、理事会で審議・承認することとなる。（資料6-1、資料6-2、資料6-3）

④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の自主的・自律的な教育改善の取組を支援するため、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」により、FD委員会が中心となり、以下のとおり様々なFD活動の企画・運営を行っている。

1) 学生による授業評価アンケートの実施

各授業担当教員を対象とした学生による授業評価アンケートを実施し、「授業評価アンケート報告書」として全教職員に公開している。毎年各記載欄の記載方法や項目及びフォーマット等を見直し、アンケート結果が各教員の授業の改善に反映されるよう工夫をこらしている。

2) 教員間の授業参観の実施

2017年度後期開講科目を対象に、栄養学科6科目8件、助産研究科4科目4件、合計12件の授業参観を実施した。

現在は試行として実施したものであるが、教員自身の担当科目とのつながりの確認や授業方略を学ぶという点において有意義であることが確認され、教育の改善支援活動の新たな取組みとして評価している。

3) FD委員会委員の研修会参加

教員の資質向上に有為な各種研修会へFD委員会委員が参加し、受講成果を全教員にフィードバックすることとしている。

また、本学近隣で開催される研修会へ教員個々が積極的に参加することを推奨し、開催日や研修テーマ等について、随時学内LAN掲示板を活用して情報提供を行っている。

4) FD研修会の実施

毎年教員を対象としたFD研修会を実施している。著名な講師を招聘し講演会を実施する他、具体の事例に基づくシミュレーション演習等を取り入れ、教員が受講しやすく興味を持って参加できるテーマ・プログラムを導入し、教員の資質向上に大いに役立っている。

以下、各学科等が実施している研修会を含め、2017年度の実施分について掲載する。（資料6-4）

[2017年度]

【第1回】

- ・テーマ：「学生の能力を最大限引き出す支援
－合理的配慮の視点から－Part 2」
- 講 師：ハーティック研究所 所長 高山恵子
- ・開催日：2017年4月25日（火）
- ・参加者：44名

【第2回】

- ・テーマ：「最近の大学生の姿と学生対応
－グループワークにおける学生に受入れやすい指導－」
- 講 師：東海大学文学部心理・社会学科 准教授 有沢孝治
- ・開催日：2018年1月31日（水）
- ・参加者：49名

また、看護学科、栄養学科及び大学院看護栄養学研究科それぞれのFD活動については以下のとおりである。

○ 看護学科

看護学科は多くの実習指導教員を採用していることから、実習指導教員の指導水準の向上と臨床指導者と教員の指導上の共通理解を深める機会として、臨床指導者会議と臨床指導者研修委員会が中心となり臨床指導者研修会を開催している。

[2017年度]

- ・「実習において看護の魅力伝える」－学生と指導者が互いに輝ける指導とは？－
- 講 師：伊藤治幸（本学准教授）、澤田優美（本学准教授）
- ・開催日：2017年11月30日（木）
- ・参加者：65名

また、臨床指導者会議については、全看護領域会議を年1回、各看護領域単位の会議を年11回開催し、臨床と大学教育方針の連携促進を図っており、実習指導に大きな効果を発揮している。

○ 栄養学科

栄養学科も、臨床栄養学等の臨地実習にあたり実習指導教員を採用している。このことから、実習指導教員、実習施設側学生指導者及び栄養学科教員の資質向上のため、栄養分野に優れた業績のある著名な講師を招聘し、臨地実習に係る講演会及び意見交換会を開催し、FD研修として大きな効果を得ている。

[2017年度]

- ・テーマ：認知機能低下を予防するための身体活動とその効果

講師：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

健康増進研究室長 土井剛彦

- ・開催日：2018年2月25日（日）
- ・参加者：49名

○ 看護栄養学研究科

看護栄養学研究科においては、大学院教育の充実を目指し、大学院FDを看護学専攻主催と栄養管理学専攻主催でそれぞれ実施している。

[2017年度]

【第1回】

- ・テーマ：「味覚と嗜好—研究から教育・産学連携への展開—」
- 講師：龍谷大学農学部食品栄養学科 教授 伏木 亨
- ・開催日：2017年8月24日（木）
- ・参加者：22名

【第2回】

- ・テーマ：「質的研究について—質的研究方法論—」
- 講師：共立女子大学看護学部 教授 高木廣文
- ・開催日：2017年2月1日（木）
- ・参加者：60名

○ 助産研究科

[2017年度]

【第1回】

- ・テーマ：「想起の効用—出産のプロセスを振り返る意義—」
- 講師：天使大学大学院助産研究科 特任教授 和田 サヨ子
- ・開催日：2017年8月25日（金）
- ・参加者：27名

【第2回】

- ・テーマ：「学生理解のための storytelling
～実習指導で伝わる教員・指導者の意識と無意識～」
- 講師：天使大学大学院助産研究科 特任教授 和田 サヨ子
- ・開催日：2018年3月16日（金）
- ・参加者：5名

また、毎年建学の精神やカトリック大学としての教育理念の滲透を図るため、カトリック各教区等から講師を招聘し教職員修養会を開催し、教員の学生教育に生かしている。

[2017年度]

・テーマ：「美しい人間像を求めて」

講師：上智大学グリーンケア研究所 特任所長 高木慶子

・開催日：2017年12月8日（金）

・参加者：59名

※ 70周年記念事業として実施

⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、看護学科、栄養学科を持つ看護栄養学部1学部の単科大学である。2学科が連携し、実践的能力を備えた専門職業人の育成を目指していることから、専門教育では実習科目を多く配置し、併せて医療や福祉の現場において求められる「豊かな人間性」を育む教養教育にも力を入れている。このため、看護学科、栄養学科及び教養教育科の各分野等における教員の適正配置は最も重要と考えている。

このことから、毎年度末に行う活動報告会において、各学科や委員会等が所掌する教育、研究、社会貢献、学生活動、就職支援及び管理運営等各事業内容を点検し評価するとともに、教員組織についてはその活動目標を確認したうえで、活動内容を点検・分析し、その結果を検証して次年度の教員組織の見直し・改善に生かしている。

このように、教員組織の点検・評価を毎年実施することで、この結果を次年度の人事方針に反映させ適正な人員配置を維持することができ、法令に定められている教員数を十分上回る組織体制を取ることができている。

(2) 長所・特色

本学は専門職業人の育成を目的としていることから、キリスト教の精神に基づく建学の精神を理解し、実践的な教育を展開するための専門職としてのアイデンティティを持ち、看護・栄養分野における豊富な教育経験と研究実績を有する人材を本学の求める教員像として教員の任用方針において明確にしておき、このことは本学の優れた点といえる。

教員組織については、法令に定められている基準を十分上回る専任教員を配置しており、さらに実験・実習科目を充実させていることから多くの実習指導教員を雇用しきめ細かな学習支援を行っており、また、教員の募集・採用・昇任については、選考基準が規程で明確に整備され、規程に則って適正な採用等の教員人事を行っており、このことは本学の優れた点といえる。

キリスト教的人間観や建学の精神の理解を深める、カトリック修道女を教員として迎え宗教教育の充実を図っており、このことは本学の特色といえる。

看護学科では、臨床指導者研修会の実施によって、大学教育の目指している視点を明確にし、臨床指導者が抱える指導上の問題等について討議することで、学生を取り巻く教科外の教育体制の充実に効果を上げており、このことは本学の特色といえる。

栄養学科でも同様に、臨地実習先指導者の研修会（講演会及び意見交換会）を開催することは、看護学科同様現場教育に大いに役立つとともに教員の資質向上に繋がり、研修の

成果が学生に十分還元されており、このことは本学の特色といえる。

(3) 問題点

教員の採用については、公募を行うことにより広く人材を求めることとしているが、大学院に連動した教育・研究を展開するためには、まだまだ学位（博士）を取得した教員の確保は不十分である。また、教員組織全体として、外部研究資金の獲得の少なさに現れているように研究面での弱さがあり、研究力の向上が今後の課題である。

また、看護栄養学研究科を兼任している教授の年齢の高齢化が目立っていることから、今後は大学として組織的に現職教員の教育・研究を支援し、若手教員の資質向上を図り、学位取得の取組に協力し研究科を兼任できる教員の育成を図る必要がある。

専任教員の採用・昇任については、公正化を図るため規程に則り手続きを行っているが、定期的に採用基準等の見直しを行う等、本学として求める人材の姿を明確にし、教育・研究の活性化のため、世代交代を図れるような方策も取り入れ、優秀な教員を確保する必要がある。

また、内部昇任の実施により、教員の研究意欲の向上や積極的な自己研鑽への取組に期待しているが、競争によらない人事の在り方に問題があることも認識している。

教育の質の向上を目指すためには、内部昇任制度を見直すことも含め、授業評価の活用や専門分野における研究の遂行、教員が在職しながら大学院進学によって学位取得をめざすことなどが共通に認識されており、今後も大学として組織的に支援していく必要がある。また、大学の組織人としては大学における管理・運営業務等の責務を担う役割も重要である。

(4) 全体のまとめ

本学はカトリック大学として、キリスト教を基盤とした建学の精神のもと、求める教員像は明確であり、高度な専門教育を実施していることから、毎年人事方針を定め教員の適正配置に取り組んでいる。

しかし、設置基準等を満たした教員数は十分確保できているが、退職等に伴う後任補充には苦慮しているのが現実であり、嘱託教員や特任教員の雇用が教員の高齢化に結びついている。

教員の資質向上のための活動は、FD委員会を中心に研修を含め様々な取組を実施している。今後もこの取組の分析・評価を行い、より一層教員の教育・研究に資する活動を推進することとしている。

学部教育における各学科等の職種や教員配置については、教員組織の検証を毎年実施し適正に行っているが、今後は大学院教育をより一層充実させるため、大学院生を指導できる教員の確保に努めることとし、さらに、臨床実習指導教員及び非常勤講師の雇用等も含めた大学及び大学院全体の健全な教員組織の構築を目指すこととする。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神は、「自分自身をみつめる内省性」、「キリスト教の価値観に基づく学修と研究」、「世界の人々と共に歩もうとする人間愛」の3つの柱から形成され、互いに深く関連しあっている。これを基礎として、大学内外にわたる正課教育、正課外教育、各種の大学行事及び学生の課外活動等をとおして具現化するように取り組んでいる。

学生支援に関しては、毎年度末に次年度の学生支援の活動計画について、学生委員会を中心として、部活動・学生会活動など学生の主体的活動に関する支援、学生の健康に関する支援、学生生活全般に関する支援に関する活動計画を作成し、これらを基に学生支援の方針として、学園の事業計画に明示している。(資料2-9、資料2-10、資料7-1)

②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学支援においては、特に心身に複雑な問題を抱える学生への対応も必要なことから、教員は少人数の学生を支援する学生支援教員（助産はメンター教員）を置き、学生の履修状況、成績及び生活状況を把握の上、恒常的に指導・助言を行う体制を構築した。

また、休学者、退学者、復学者への対応は、基本的に学生支援教員が相談窓口となり、願い出の際は学科長等及び学生支援教員の面談を必ず行い、対応することとしている。(資料7-2)

特に看護学科においては、学年毎に活動目標を立て、年度初めに方針と内容を学生に明示したうえで、前期と後期のポートフォリオや面接シートなどを活用して学生の個別面接を実施するとともに、年4～5回学生支援教員によるミーティングを行い、目標に向けての対策と問題状況への対応を行っている。

また、キリスト教的人間観や建学の精神の理解を深めるために、本学では正課教育である授業はもとより大学行事や学生生活等の正課外教育を大切にしており、チャペルアワーによる内省への動機付けなどを行っている。さらに友人や他者との交わりのなかで自分や他者を理解し、他者と強調するチームワークの経験、リーダーシップの育成等、学生同士が主体的に協力しあう経験がとても大切であるとの考えから、アッセンブリー・アワー（集会の時間）という時間を毎週火曜日3時限に設け、学修力強化、大学理念の具現化に向けた支援を行っている。(資料7-3)

国際交流に関しては、看護学・栄養学分野においても国際化・グローバル化に対応できる教養や語学力が求められている背景があることから、海外の看護・栄養事情を学ぶとともに、異文化交流を深め、客観的に日本や自分をとらえられるよう国際的な視野を身に付けることを目的に、毎年3月に2週間程度の海外研修（病院訪問、教会見学、語学学習、ホームステイを体験）を実施している。これまでカナダ・バンクーバー、イギリス・プリマス、マレーシア・クアラルンプールなどで実施した。(資料7-4)

経済的支援において、本学独自に天使大学奨学金（貸与・給付）、天使大学同窓会奨学金（貸与）、天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金（給付）を設けるとともに、日本学生支援機構奨学金、北海道看護職員養成修学資金、その他地方自治体や団体などの奨学事業を紹介している。また、授業料等においても経済的に困難な状況にある学生に対しては延納又は免除などの支援を行っている。（資料7-5）

学生の健康管理については、学生の健康管理に関する規程に基づき健康管理者及び健康管理運営委員会並びに保健相談室及び学生相談室を置き、2名の学校医を指定する等の必要な措置を講じている。（資料7-6）

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生については、保健相談室に保健師1名を置き、全学生対象に毎年4月に定期健康診断を実施（受診率100%）し、健診後の要精密検査の学生は追跡観察を行うとともに、フォローアップを行い健康状況の把握に努めている。精神面の相談については、学生相談室に臨床心理士2名を交代制で配置し、毎日対応できる体制を整えている。（資料7-7 <http://www.tenshi.ac.jp/life/support/>、資料7-8、資料7-9、）

さらに、学生自らが自分の健康状況を把握し管理することを目的として「健康ファイル」を全学生に配付するとともに、保健相談室からは「健康だより」、学生相談室からは「学生相談室ニュース」を年に数回発行し、学生の健康問題への関心や啓発活動に取り組んでいる。（資料7-10、資料7-11）

また、これら健康全般に関する取り組みについては、学生委員会、保健相談室、学生相談室の担当者及び学校医による健康管理運営委員会を年2回開催し、学生の心身の状況についての報告及び支援の在り方を検討し、大学全体の健康支援の充実を図っている。

キャンパス・ハラスメントの防止等については、本学学生にとって良好な修学環境を確保するため、教職員が学生に対して、又は学生が他の学生に対して教育、研究、学修、職務遂行及び生活場面で不当に不利益を与える行為を防止し、また、そのような事態が生じた場合に迅速かつ適切に解決するための具体的手続きを定めている。また、ハラスメント相談体制については、各学科の学生支援教員、大学院教員、保健相談室保健師及び学生相談室学生相談員が相談窓口として対応している。（資料7-12）

進路支援としては、本学は国家試験受験資格取得の教育課程であるため、この中でキャリア教育を包含しており、専門職として100%の就職率を目標に対応している。支援体制としては、就職委員会が中心となり、就職相談室相談員、就職委員及び学生支援教員が窓口として個別の相談・助言を行っている。

全学的な支援事業としては、学年に合わせて計画しており、学部1年次は就職支援導入ガイダンス、学部2年次は就職ガイドブックの活用、職業選択、学部3年次は職業選択（先輩の話など）、履歴書・エントリーシートの書き方、接遇のマナー、公務員ガイダンス、小論文対策、学部4年次および研究科修了年次は就職全般に関するガイダンス、企業セミナー

一などを実施している。

なお、2017年度（2018年3月15日現在）の就職率は、看護学科100%、栄養学科94%、大学院100%を達成した。研究科の就職率も100%であった。なお、例年7～8月までには栄養学科も100%に達している。（資料7-13、資料7-14、資料7-15、資料7-16）

学生会活動、部活動などの正課外活動については、学生委員会の担当教員及び学務課が中心となり、正課外教育が円滑、安全に活動するための助言、相談窓口となり学生の自主的活動を支援している。さらに、これらの活動に対して大学及び後援会から経済的支援も行っている。（資料3-5、資料1-1、資料1-2）

また、学生生活の安全のため、危機管理マニュアルの整備を行い教職員への周知などにより問題の対応に備えている。（資料7-17）

③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年度、学生委員会を中心に、学生支援に関する活動目標、活動内容、次年度の課題等について点検評価を行い、これらの報告（年報）に対して、自己点検評価委員会が年報（自己点検・評価報告書）に評価コメントを付記し、PDCA サイクルを循環させている。（資料2-9、資料2-10）

また、学生生活についての調査を3年ごとに実施し、学生の学生生活の実態を把握するとともに、学生生活満足度の現状を明確にすることにより、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、さまざまな観点からできる限り多くの改善に取り組んでいる。（資料7-18、資料7-19）

学科で全学年に対して年度末に実施しているカリキュラム評価アンケートの結果では、学生支援教員の学修支援、生活支援について高い評価を得ている。学科会議（月1回）において、各学年の学生支援教員から課題を有する学生についての情報提供と対応について報告を行い、改善やサポートの方法を検討している。

（2）長所・特色

小規模大学という特性を生かし、個々の学生まで目の行き届いた学生支援（修学・健康・生活相談、就職相談等）を行っている。これを支えているのが教務委員会、学生委員会、就職委員会、学生支援教員、学務課、保健相談室、学生相談室、就職相談室の連携体制である。このきめ細かな体制により、留年者（学部在籍者数181名のうち留年者数5名）を最小限に抑えることができ、ほとんどの学生が標準修業年限で卒業（卒業生176名のうち過年度生1名）するとともに、就職率はほぼ100%を維持していることから、学生支援の成果が出ているものと評価できる。（資料7-15、資料7-16、資料7-20）

（3）問題点

2014年度学生生活についての調査報告書によると、学内の自習場所の数については約7割の学生が、どちらかといえば不満足、不満足と答えている。修学支援という観点から、授業以外の学習環境の整備は喫緊の課題となっている。これに応えるために、学修環境の

改善を第一目的とする新校舎建設が 2018 年度から開始され、2020 年度供用開始予定である。(資料 7-19)

(4) 全体のまとめ

学生支援に関する大学としての方針を明示し、この方針に基づき支援の体制を整備し、また、適切に支援を行っている。更に、学生支援の適切性について、定期的に点検・評価を行い、改善・向上にむけるよう、取り組んでいる。

大学のキャンパスとして、学生が、自由に自習やグループワークができる場所を確保し学習環境を整備することが今後の課題であり、現在、キャンパス整備の改善に向けて、新棟の建設に向け検討しているところである。今後は、ハード面での整備とソフト面の支援の更なる充実が必要である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学では、建学の精神に基づいて本学の将来方針を示すものとして、2012年に戦略体系図『TP7020』がまとめられ教職員に周知している。(資料1-15)

また、学生の学習環境や教員の研究環境の整備計画については、毎年度予算編成時に作成する予算編成方針に基づき、事業計画に明示している。(資料7-1)

なお、大学として教育研究環境整備に関する中・長期的な方針については、学園創立100周年に向けて、キャンパスマスタープランの策定を開始した。さらに、新校舎建設に向けて、2017年度にキャンパス整備委員会を設け、施設の現状に関する調査・点検を開始し、2018年度の着工、2020年度の供用開始の予定である。

②教育研究活動に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学のキャンパスは、創設以来現在地に位置し、校地面積30,390㎡、校舎面積14,124㎡で、校舎は図書館、体育館を含めて9棟から構成されている。この中には講義室14室、演習室15室、実験実習室18室、学生自習室7室、学生食堂、学生活動室、教員研究室のほか、事務室を含む事務管理機能が集められている。学生自習室には比較的大きな部屋(マリアホール、2ヶ所のラウンジ)があり、ここには合わせて約230席のテーブルと椅子、給茶機、自動販売機を配置し、学部学生、大学院学生が利用できる勉学の場、自由な語らいの場として日常の学生の居場所となっている。

ネットワーク環境においては、2011年度に有線LANを敷設し、2015年度には無線LANを敷設し、全教室のネットワーク環境を整備した。また、学生用の情報処理室2室にはデスクトップパソコン118台を設置、大学院学生用の自習室にはデスクトップパソコン49台を設置しているとともに、学生は学内のどこでもWi-Fiを利用することができるようになっている。

障がい者、高齢者などに配慮し、校舎の廊下幅は1.2m以上確保し、階段には手すりを設置しているものの築年数の古い校舎は、バリアフリー化が十分に進んではいない。多くの校舎は老朽化が進んでおり、暖房配管工事、外壁工事、屋上防水工事など毎年の修繕により建物の維持、保全を行っている。(大学基礎データ表1)

③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館では、看護学、栄養学関係を中心に蔵書冊数が10万冊を超え、学術雑誌は電子ジャーナルを含め約7,000誌を閲覧することができる。また、医中誌Web、JDreamIII、最新看護索引、メディカルオンライン、コクラン・ライブラリーに加え、フル・テキスト版が閲覧できる文献検索データベースCINAHL、MEDLINE、Food Science Source、Science Directなどを導入している。

さらに、国立情報学研究所のNACSIS-ILL(図書館間相互貸借システム)や北海道地区大

学図書館協議会相互利用サービスなど、相互利用・相互協力に基づく情報提供も行っている。

閲覧室の座席数は125席、開館時間は平日8:50～21:00、定期試験期間は8:30～21:30、土曜、日曜、祝日は10:00～17:00、図書館職員は全員司書の資格を有し、教員と連携して、文献検索ガイダンス等を通年実施し、学生の自学自習を支援している。(大学基礎データ表1)

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

専任教員の教育研究費は「研究費に関する規程」により、教授53万円、准教授51万円、講師49万円、助教45万円が交付される。また、教育研究費の他に本学独自に特別研究費を設けており、学内から申請された特別研究課題を特別研究費審査委員会が審査し、採択している。(資料8-1、大学基礎データ表8)

科学研究費助成事業等の申請については、毎年度科研費獲得のための講習会や公募要領についての説明会を行い、また、科学研究費に不採択となった研究課題については優先的に本学の特別研究費を配分するなど、科学研究費獲得に向けて支援している。

教員の研究室は大学全体で59室配置し、個室率は72.5%で教員一人当たりの面積は16.3㎡となっている。

⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

本学では研究倫理を遵守するため、「天使大学公的研究費の取扱いに関する規程」「天使大学公的研究費の不正に係る調査の手續等に関する規程」「天使大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」「天使大学研究活動行動規範」「公的研究費等の不正使用等に関する防止計画」を整備している。

コンプライアンス教育については、毎年4月の教授会開催の際に全教員の出席のもとに行っている。また、研究に係る教職員及び大学院生対象に毎年4月に学外の専門家を講師に招いて研究倫理研修会を開催し、これへの参加を研究倫理委員会での倫理審査受付の条件としている。

研究倫理については、「研究倫理委員会規程」に基づく研究倫理委員会を定期的に開催し、本学教員及び学生(大学院学生を含む)が行う研究に対して、①研究の対象となる者の人権擁護のための配慮について、②研究対象者となる者に対する理解及び同意を得る方法の妥当性について、③研究の実施及び成果の利用に伴って生ずる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮ならびプライバシーの保護の妥当性について、審議している。

また、医療、福祉など様々な領域で、その職責を果たしていくための専門職業人として、倫理的資質を備えるために倫理的配慮、判断が求められることから、看護栄養学部では、教養教育科目として「人間学」「倫理学」、専門基礎科目として、「医療と倫理」「看護倫理」、看護栄養学研究科では「倫理学特論」、助産研究科では「助産哲学・倫理」を開講し、研究倫理に関して教授している。また、大学院学生の研究に対しても、人間を直接の対象とした心身の侵襲を伴う研究であれば、研究倫理委員会での審査を経てから実施することとしている。(資料8-2、資料8-3、資料8-4、資料8-5、資料8-6、資料8-7)

⑥教育研究活動等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

新校舎建設に向けて設置したキャンパス整備委員会において、既存校舎の講義室、ゼミ室、実験室等の利用状況から、将来的な展望の一つとして必要な部屋の大きさや数量を把握するため、施設の利用状況等を調査・点検している。

また、学生生活についての調査報告書にもあるように、学内の自習場所の少なさによる学生の不満が多いことから、学生の自習スペースを確保するため、新校舎にはラーニング・コモンズの充実を図ることとしている。

(2) 長所・特色

本学のキャンパスは、創設以来現在地に位置し、市内中心部に近く学生の通学、臨地実習に行くにも便利な地域である。

施設設備においては、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」や「栄養士施行規則」に基づき、養成施設として必置しなければならない機器備品を整備している。

図書館は学生の自学自習に定めるため、開館日時を考慮している。また、全教室のネットワーク環境を整備し、学内でのWi-Fi利用も可能にしている。

(3) 問題点

校舎の老朽化、講義室、図書館、学生の自習スペースの狭隘化は以前から改善すべき問題となっているが、現在進行している新校舎建設の中である程度改善できるものと考えている。

また、研究環境については、科学研究費等の外部資金獲得の促進、研究設備・機器備品の充実、研究時間の確保に向けた取り組みなど更なる改善の必要がある。

(4) 全体のまとめ

学生の学修や教員による教育研究活動において、環境整備に関する方針については、2012年に戦略体系図『TP7020』をまとめ教職員に周知した。

校地および校舎面積は、大学設置基準上必要な基準を十分満たしており、教育研究を行う上では全く支障はない。しかし、3号館・4号館については耐震補強工事を済ませているものの、校舎の多くは老朽化が進んでおり、毎年度配管、外壁、屋上防水等の修繕工事で環境保全を維持している。

図書館においては、看護・栄養系を中心に十分な蔵書、学術雑誌、電子ジャーナル、ネットサービス（NACSIS-ILL、北海道地区大学図書館相互利用サービス等）を整備し、教育研究活動に支障のないサービスを提供している。

第9章 社会貢献・社会連携

(1) 現状説明

①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学では、設置の目的を、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的及び応用的能力を発揮して社会の発展に寄与する人材を育成することとしている。(資料1-7)

看護栄養学部の目的にも、「『建学の精神』に基づき、本学部に看護学科と栄養学科を設置し、『健康』と『生活』という共通の概念を基盤として、人々の健康の回復と保持・増進、疾病予防、あるいは平和な死への援助を実現するため、それぞれ独自のアプローチを持ちながら、連携・協働して地域社会に貢献できる専門職業人の育成を目的とする」と明記している。両学科の教育目標にも、それを具現化するための教育方針を明示している。

さらに研究科についても、看護栄養学研究科では、「知的、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛を持って社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成する。」ことを掲げ、教育方針には、「高度な専門職業人、教育や研究のリーダーとなる人材を育成し、地域住民の保健・医療・福祉の発展に寄与すること」、助産研究科においては、「高度の専門性が求められる助産師という職業を担うための、学識を深め、卓越した能力の育成をはかるために、助産学の理論や実践の学習をとおして精深な知識と技能を練磨する。」を掲げ、「子育て支援、性教育、ウイメンズヘルス、国際助産といった国内外の母子保健活動など地域社会と連携し貢献できること」を目標としている。

本学は全学的に、「地域社会に貢献」、「地域社会の連携」を教育の目的、目標に掲げており、方針は明確である。(資料1-7、資料1-8、資料1-9、資料3-1、資料4-4、資料4-5)

これらを受けて、本学では地域連携等委員会を設置し、社会連携・社会貢献を全学的に実施している。

地域連携等委員会は、地域連携、大学間連携、公開講座等に関する全学的な部分について審議・実施を通して本学の人的資源が広く地域社会に貢献できるように組織されている。(資料9-1)

また、学部、研究科においても、教育目的、教育目標に沿って、社会貢献できる人材の育成のために学生・院生の時から実践力を培うべくそれぞれの分野で社会連携・社会貢献を推進している。(資料1-7、資料1-8、資料1-9、資料3-1、資料4-4、資料4-5)

②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

全学的な取り組みとして、地域連携等委員会が中心となって行っている事業は、以下の3点である。

・天使大学・北海道薬科大学（以下、「薬科大」という）公開講座

薬科大と連携した公開講座は2011年度から継続して実施し、2017年度で7回目となる。毎回「命みつめて」を基本テーマとし、本学にない薬学分野を薬科大と連携することにより、薬学、看護、栄養の分野の教員が、生活に役立つ最新情報を地域住民にわか

りやすく解説する講座を実施することが可能になり、健康志向の高まりとともに、毎年受講者からの評価が高い。インターネットや情報番組等、多くの健康情報がある中で、専門の教員の研究成果を通して、正しい情報を伝えることが可能となっている。(資料9-2、資料9-3)

・大学間連携事業等の展開

薬科大が主体で実施している「夕張地域医療体験」に、看護栄養学部の学生がボランティア参加し、夕張市の地域医療の実際を体験している。夕張の地域医療を担っている医師、薬剤師、看護師、管理栄養士の方々が住民宅を訪問する場面に同行し、体験する。多職種連携の実践とともに、社会との連携の学びを得る取り組みを実施している。

・札幌市東区5者連携事業

2012年3月に札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部、北海道スポーツ専門学校(旧専門学校北海道体育大学校)、札幌市東区役所と地域連携協定を締結した。さらに、2014年7月に、札幌保健医療大学が地域連携協定に加わった。

東区住民を対象とし、「ひがしく健康・スポーツまつり」において『天使大の健康塾』の企画運営を実施している。看護栄養学部の学生が主体となり、住民対象に血圧測定、骨密度測定、血管年齢測定、食事バランスチェックなど、授業で修得した知識や技術を教員の指導のもとに実践する機会となっている。加えて、その他の地域住民対象事業実施している。(資料2-9、資料2-10)

・札幌市との防災ボランティア協定

大規模災害等が発生した場合に、福祉避難場所における入所者への学生ボランティアの派遣協力を行うため、札幌市と本学を含む看護系6大学が2016年度から「学生ボランティア派遣に係る協定」を締結した。

また、全学的な取り組みとして、2015年度より「ヘルスケア実践開発プロジェクト」を立ち上げ、ライフステージ支援事業として主に高齢者や子育て世代を対象に事業を行っている。主な内容として、札幌市東区「すこやか倶楽部」の委託事業に参加し、地域の高齢者を対象に栄養と病気の予防に関する講座、東区の独居老人宅への訪問、乳児の母親を対象として「子育てサロン」等を授業の中だけでなく、学生ボランティアとともに実施している。(資料9-1、資料2-9、資料2-10)

さらに産学連携事業として、2009年度から札幌市内大手流通業者(以下、K社という。)と連携協定を結び、栄養学科を中心に、K社の広報誌や宅配弁当への料理レシピ提供やK社主催の健康教室への講師派遣、イベント参加等を実施している。特に広報誌は、月発行部数57万部であり、本学の教育成果の社会への還元の一助になっている。

研究科栄養管理学専攻では、2006年以来、「天使健康栄養クリニック」を開設している。(資料9-4 <http://clinic.tenshidaigaku.net/>)内容は地域住民を対象にメタボリックシンドロームの予防を目的として、体重、腹位、身体組成、尿・血液生化学、栄養摂取量、体力、行動変容ステージなどを測定し、対象者個人に対応した食事内容、運動について、

個別指導を行うプログラムである。これは大学院の専門実践科目である「栄養管理学総合演習」として院生の実践的教育にも活用している。これらの取り組みと研究成果は、不定期ではあるが、報告書としてまとめられ、公表されている。

また、教員は、病院や施設、市町村・保健所などの実習地や関係機関から、研修や講演会の依頼を受け、教育研究成果を現場に還元して、現任教育にも貢献している。

助産研究科では、所属する教員に日本助産師会、北海道助産師会など専門職団体の会長・役員などを勤めている実績があり、国内外また道内の看護・助産の発展に大いに貢献をしている。北海道の関係団体や保護者会などから講演会の講師派遣依頼を受けており、研究成果をもって社会貢献を行った。

2012、2013年度には国際協力機構（JICA）主催の地域別研修「母子保健（B）」コースを担当し、アフリカ英語圏の研修生を受け入れ、学内講義や地域研修を実施している。

また、本研究科の修了生が JICA の活動に参加するなど、海外での途上国における助産師活動を支援した者、国内においても活躍していることは、助産師教育、卒後教育や助産の発展に貢献していることとして評価できる。また、中高校生への性教育や子育て支援においても、専門性を活かした社会貢献を行い地域住民から高く評価されている。

学内では、学部が中心となって実施している公開講座の講師、ヘルスケア実践開発プロジェクトの事業として「子育てサロン」の企画・運営を担い社会と連携した事業を実施した。（資料2-10）

これらの地域貢献活動は、授業の中で実施されるものもあるが、学生のボランティアを募り実施しているものも多い。建学の精神が学生の中に浸透していることが伺え、卒業後あるいは修了後、社会に貢献できる専門職業人として活動できる人材の育成は、教育研究成果を社会に還元していると評価できる。

③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

これらの地域貢献・地域連携の取り組みは、活動目標、活動内容等の年度計画を立て、活動後に評価、次年度への課題を掲げることで、点検評価を行い、継続的に活動できるようにしている。この活動は、自己点検評価委員会の作成する年報「自己点検・評価報告書」にも掲載されている。さらに年度末には、委員会主催の報告会で発表されるとともに、大学のホームページ等で、随時掲載している。

地域連携等委員会では、中心となる3つの取り組みに対し、定期的な点検・評価を年報、報告会で実施するとともに、受講者に毎年アンケートを実施し、その結果を次年度の企画に活かすようにしている。特に、本学教員による公開講座には、札幌市や近郊からの参加者が毎回100名程度おり、毎年継続して希望する参加者が多く、地域の中に大学が受け入れられていることと評価できる。（資料2-9、資料2-10）

本学では地域社会に貢献できる専門職業人の育成という目的の下、地域社会への貢献は毎年継続して遂行されている。

学部では東区で推進している健康づくりのための事業に、地域連携等委員会主催のもの以外にも、専門的知識や技術などを還元している。また、栄養学科では国及び地方自治体

や民間企業から、毎年委託事業の申し込みが複数あり、いずれもこれまで社会連携・社会貢献してきたことの評価であるといえる。

研究科では、看護栄養学研究科において2006年から継続している「天使健康栄養クリニック」は地域住民の参加者の健康維持・増進を支援している。過去の受講者のフォローアップ支援も実施し、毎年受講者に好評であり、一定の成果を出している。本学の社会貢献事業としての位置づけは大きい。（資料2-9、資料2-10）

本学教員は、教育研究成果を適切に社会に還元すべく、教育研究に携わる中で培われた成果を学生教育に活かすだけでなく、専門領域における講演会や研修会等の講師依頼があり、本学の教育研究の成果が地域社会に浸透しているといえる。

（2）長所・特色

本学では地域社会に貢献できる専門職業人の育成という目的の下、地域社会への貢献は継続して遂行されている。この教育目的自体が、社会貢献を目指すものであると言える。現在行っている地域社会への貢献事業は、専門職業人を育成する上での実践的経験の構築の機会として位置づけ、地域住民や関係者の方々から学ばせていただく場として非常に有効であり本学の特色と言える。

少子高齢化、健康志向の時代にあって、本学が有する学部、大学院の質的資源が地域住民の保健、医療、福祉の向上のために役に立つ事業を実施できることは評価できる。

これらの地域貢献活動は、公開講座等、教員主体で実施されている事業や授業の中で実施されるものもあるが、学生のボランティアを募り実施しているものも多い。本学の特色として、建学の精神が学生の中に浸透し受け入れられていることが挙げられる。同時に本学における様々な取り組みは、地域の中でも受け入れられていると評価できる。（資料2-9、資料2-10）

（3）問題点

本学は、『健康』と『生活』という共通の概念を基盤として、看護と栄養の専門職を育成することを目的としており、社会連携・社会貢献活動は、看護や栄養に関わる事業が多いのが現状である。そのため、教員間の関わり方や業務量にバラつきがあるのが問題点となっている。外部から依頼される講演等については、致し方ないが、全学的に実施される事業についてはできる限り、多くの教員で取り組んでいける体制づくりを構築する必要がある。

ヘルスケア実践開発プロジェクトは、ライフステージ支援事業として立ち上げ、現在は主に高齢者や子育て世代を対象に事業を行っている。全学的な実施のため、学部と特に助産研究科の教員、学生の時間調整が難しく、実施時期が限定されているため、他のライフステージへの支援への取り組みが難しい状況である。今後は、人々の生涯に関われるような支援事業を構築し、全学的な計画を早急に検討していくことが必要である。

また、看護栄養学研究科で実施している「天使健康栄養クリニック」の運営は、現在栄養学科教員が担っているが、地域貢献の継続のためにも将来的に運営を大学規模で実施できるような組織の構築が必要である。

本学は、全学的に様々な分野で社会と連携しているが、今後は学部や大学院でこれまで

培ってきた社会貢献を基盤として、看護、栄養、助産分野の質的資源の活用をさらに目指し、地域に開かれた大学としてより機能できるように、学内の組織や環境整備の充実が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学は、キリスト教の精神に基づくカトリック大学として「愛をとおして真理へ」を建学の精神にしており、この理念を基盤として、あらゆる人々の幸福と安寧に貢献する専門職業人を育成することを目標としている。

この目標を実現するために、地域連携等委員会およびヘルスケア実践開発プロジェクトを設置し、全学的に社会貢献・社会連携に取り組んでいる。

今後は、学内の組織や環境整備をさらに充実させ、より社会貢献・社会連携のできる大学づくりを目指す取り組みを進める必要がある。

第10章 大学運営・基準

第1節 大学運営

(1) 現状説明

①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

天使学園は、寄附行為に定めるとおり、教育基本法及び学校教育法に従いカトリック精神に基づき学校教育を行うことを目的として天使大学を設置する学校法人である。

理事会は、寄附行為施行細則において天使大学の管理運営に関する基本方針を定めるものとされ、同施行細則に基づき管理運営組織規程が定められている。

また、学長は、天使大学の管理運営に関し教育及び研究に関する業務を委任されている。

天使学園の将来構想について、建学の精神に基づいて学園と大学の重要な将来方針を示すものとして、2012年に「戦略体系図『TP7020』」としてまとめられ、教職員に周知の上、これに基づいて可能なものから実施してきており、教育活動に関しては2014年7月よりカリキュラム検討委員会の設置、博士課程増設部会の設置及び保健師コース・高度実践看護師コース(がん看護分野)の増設、大学院生及び若手教員の研究指導が可能な教員の充足、国際交流委員会の設置等が挙げられる。(資料1-15)

その後の我が国の急速な少子超高齢化の進展に伴う18歳人口の減少や道内における看護・栄養系大学、学部の開設による危機感から、本学の学生入学定員数、老朽化し狭隘な講義室等の校舎改築等の抜本的な改革が必要との認識に至り、2016年12月に理事長・学長連名による「将来構想の策定に当たっての基本的な考え方」が理事会で承認され、学生及び院生確保の核となる他大学との差別化を図るため、特色と魅力のあるカリキュラム改革、大学院の改革、学生や教職員からの要望が強かった新校舎の整備等についての方針が示された。(資料1-16)

理事長及び学長から示された方針に基づいて、学園創立70周年となる2017年を契機として、大学開学20周年に当たる2020年を目標とした大学運営の重要な5本の方針について、2017年3月の評議員会に諮問の上、理事会で決議がなされた。

これらの決議事項について、理事及び学内教職員からなる将来構想委員会でその推進方法について協議し、教職員及び学識経験者による検討委員会を設置し、具体的な内容について検討が進められた。

この方針及び理事会決議の内容については、学園運営連絡会、教育研究評議会、教授会、研究科委員会、事務局課室長会議及び教職員説明会で周知され、学内で共有されている。2017年3月理事会の決議事項の趣旨は次のとおりであり、本学の将来の教育体制に関する当面の目標として位置づけられるものである。

- 1) 2019年度から栄養学科3年次編入学生の募集を停止する。
- 2) 2020年4月から看護学科及び栄養学科の定員を、それぞれ100名を目途に増員することを検討する。栄養学科については、新たなコースの設置を含めて見直しする。
- 3) 専門職大学院を2020年度から大学院看護栄養学研究科看護学専攻の助産師コースとして改組転換できるよう、具体的な検討を開始する。
- 4) 2020年度からの大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士後期課程の設置に向けて具体的な検討を開始する。

5) 2020年度からの供用開始に向けて、学生の増加等に対応する校舎等の施設整備計画について具体的な検討を開始する。

2017年度はこれらの課題について検討が進められた。

また、毎年度、前述の「戦略体系図『TP7020』」を基本に事業計画を理事会で決定しており、事業計画に基づき業務が遂行されるよう年度当初の教育研究評議会、教授会、研究科委員会等に報告するとともに、学内システムにより全教職員に周知されている。

②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。またそれに基づいた適切な大学運営を行っているか。

天使大学は、学則で次のとおりその目的を定めている。「天使大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、全人教育をめざし、広く豊かな教養教育と看護及び栄養に関する専門の教育研究を行い、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的及び応用的能力を発揮して社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」

本学は、この目的を達成し、大学業務の円滑な管理運営を図るため、管理運営組織規程により学長、研究科長、学科長、科長、宗務部長、図書館長、教務部長、学生部長の職制を置くとともに委員会通則・各委員会規程により必要な委員会を設置している。(資料10-1-1)

大学には教授会を、また、大学院看護栄養学研究科には研究科委員会を設置し、看護学専攻主任及び栄養管理学専攻主任を置き、さらに専門職大学院助産研究科には教授会を設置している。

学長の権限と責任については、寄附行為施行細則及び管理運営組織規程により理事会から天使大学の教育及び研究に関する業務を委任され、大学の最高責任者として、教育研究及び管理運営の任にあたっており、カリキュラム等の編成や教員人事等を含む教育研究活動に関する事項等教学関係全般がその権限に属している。(資料1-26、資料10-1-2)

学長の選任については、学長選任規程に基づき理事の推薦又は公募により候補者を募り、その審査及び選考は理事会が行い、理事の3分の2以上の賛成により学長候補者を決定し、理事長が任命するものとされている。(資料10-1-3)

また、学長は理事会、評議員会の構成員として大学を代表して会議に出席し、学園の重要事項の決定に参画している。

副学長については、管理運営組織規程により学長の職務を補佐し、特命をつかさどるものとされているが、2017年度までは任命されていなかった。前項に記載した2017年3月の理事会決議事項の推進を図り、大学院の教育体制の改革などについて学長を補佐するため、理事会において副学長選任規程に基づき、2018年度から副学長が新たに選任されている。(資料10-1-2)

研究科長等については、研究科長等の任期及び選任に関する規程に基づき学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が任命している。研究科長、学科長等は、各研究科、各学科等に関する業務を掌理するものとされている。(資料10-1-4)

なお、宗務部長については理事会で選任されたカトリックセンター長がその職制を兼ねることとされている。

教授会は、教授会規程に基づき学長及び教授をもって構成され、学校教育法の趣旨に則り、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、教育研究に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができるものである。(資料10-1-5)

また、大学院看護栄養学研究科については看護栄養学研究科学則により研究科委員会を置き、さらに専門職大学院助産研究科については、大学院助産研究科学則により助産研究科教授会において、それぞれ学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要事項で研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、教育研究に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べるができるものである。(資料10-1-6、資料10-1-7)

このほか、学長、研究科長、学科長・科長等の学内役職者による教育研究評議会において、学部及び大学院に共通する重要事項について審議することとしている。

- 1) 本学の将来計画に関すること
- 2) 教育及び研究に関する基本的事項
- 3) 教育課程の編成の方針に関する事項
- 4) 学生の入学・卒業又は課程の修了、学位の授与等の方針に関する事項等

以上のとおり、学長の指揮の下で、教育研究評議会、教授会、研究科委員会において教育及び研究に関する事項について審議し、情報が共有されており、適切に管理運営が行われている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成及び予算執行については、経理規程に基づき毎年度、正確かつ迅速に処理し、学園経営の安定に資するよう適切に対応している。(資料10-1-8)

具体的な予算編成作業の過程については、概ね次のとおりである。

毎年秋に理事長より翌年度の予算編成方針が各研究科、学科等の学内の全部署に示され、併せて事務局から予算編成に向けた資料として前年度の執行状況や当該年度の前期執行状況が配付される。

各部署及び各委員会では、配布資料を参考に予算編成方針に従って、予算見積内訳書や翌年度の活動計画書を作成し、事務局財務室へ提出する。

財務室で取りまとめた予算見積内訳書(概算)を基に、理事長ほか学内理事や事務局長、事務局次長、総務課長、財務室長による予算会議において、限られた予算で効率的・効果的な事業執行が行われるよう、前年度予算からゼロシーリング又はマイナスシーリングで総額を抑制しつつ、前年度までの予算執行状況も勘案して教育研究活動の維持、向上に必要な事業等について検討がなされ、予算案の策定を行っている

特に、新規事業や高額な予算要求事業等の重要と思われるものについては、予算会議で必要に応じて各部署の長に対するヒアリングを行い、その必要性について十分学内コンセンサスを得た上で予算案が取りまとめられている。

策定された予算案については、評議員会に諮問され、理事会で決議されて成立するが、

教職員に対しては、年度当初の教育研究評議会、教授会、研究科委員会、事務局課室長会議において事業計画とともに説明され、学内に周知されている。

予算の執行については、経理規程等に基づき、各部署より購入何や稟議書により金額に応じて、所属長、事務局長、学長、理事長の承認を受けることになるとともに、その執行状況について各部署の費目毎に執行率を算出し、次年度予算の査定に役立てるほか、財務室がリース会社を選定してリース契約を締結することや事務用品の一括発注等に心掛けており、経費の節減に努めている。

監査については、私立学校法に定められている監事監査と私立学校振興助成法に基づき、監査法人による会計監査を行っている。

会計監査は、監査法人の公認会計士により年4回の実地監査を行っており、会計帳簿、証憑類、計算書類等により会計業務の執行状況や経理規程等の会計規則に則った会計処理が適切に行われているか、決算書類が適正に作成され、表示されているかの観点を含めて監査がなされている。その際、監事も立ち合い、管理運営や業務上の問題点等について監査法人との情報共有を図っている。

また、監事監査については、予算の執行状況や事業の進捗状況について5月と11月の年2回実施されており、5月の期末監査の報告会には、理事長、理事、評議員、学内各研究科長、学科長・科長、事務局職員が出席し、監査法人から公認会計士の参加を得て、事業計画実績報告や予算執行状況の説明、報告、質疑等が行われている。

このように第三者の視点から、財務状況の課題や事業推進のあり方等への監査を受けることにより、学園関係者の中に共通理解が促進され、指摘された事項についての対応策の検討や改善が円滑に進むよう配慮している。

④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

1. 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置について

本学の事務組織については、1法人1大学の組織であるため、法人事務局と大学事務局が一体となった事務局を設置している。

管理運営組織規程により本学に事務局を置くこととされ、その組織は総務課、学務課、図書情報課、財務室、入試広報室の3課2室が設置されており、それぞれの分掌事務については事務分掌規程に定められている。(資料10-1-9)

このほか保健相談室に看護師(保健師)、学生相談室に臨床心理士をそれぞれ常勤として配置している。

職員の配置数は、専任職員18名、専任職員に準じた嘱託職員16名、臨時・パート職員11名、派遣職員1名の合計46名となっている。

各課・室には、課長・室長の管理職を置くことを原則とし、これらを総括する事務局長とこれを補佐する事務局次長2名を置く体制をとっている。

また、事務局長は、学園の評議員として事務局を代表して評議員会に出席し、情報共有による法人と大学事務局との円滑な連携が促進されるよう努めている。

2. 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況について

職員の採用については、退職や雇用期間の満了等により欠員が生じた場合に不定期に行われており、採用人事に関する募集要項は、本学ホームページ掲載とハローワークを通じた公募方法により行っている。

採用試験は、常務理事、事務局長、次長、課長職による書類選考及びこれに人事担当理事を加えた面接試験を実施し、理事会で決定している。

昇格については、年齢・勤続年数・経験、資質・能力などを勘案して、事務局長から理事長・学長に推薦し、理事会に提案のうえ決定することになる。

職員の採用及び昇格については、学校法人天使学園就業規則の第2章「採用、異動等」に規定されている。(資料 10-1-10)

3. 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備について

本学のような小規模な事務組織では、課内にあつては担当職務を超えての業務横断的な協力体制が必須である。

多様化、専門化する業務に迅速かつ的確に対応するために、各課・室ともに専任職員を最低3名配置することで、人事異動等があっても業務の遂行が円滑に進められるよう職員体制を整備している。

入学式、卒業式等の学校行事はもとより高校訪問等の広報活動、入学試験業務への対応、ITシステムの導入・運用等については、担当の課・室の枠を超えて、事務局全体で取組み、円滑な業務遂行に努めている。

4. 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

学部学科を基本単位とする教学組織としての意思決定を事務組織が円滑に支援し、教員組織との連携を図るため、教授会前に学長、学科長・科長、事務局長、次長等による事前打ち合わせを定例化し、課題の確認を行うとともに課長及び室長以上が教授会に陪席することとしている。また、各種委員会の事務局を職員が担う等教学組織と事務組織の密接な連携調整を図りながら運営している。

事務局職員による会議として、毎月2回、常務理事、事務局長、次長及び課長・室長以上の8名による課・室長会議を開催し、教学との連携を踏まえた業務推進上の諸課題についての報告、相談等により情報共有を図るとともに各課室の課題について意見交換を行っている。

5. 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

少人数の職員体制のため、年度末や年度初めに向けて部署によって一時的に業務量が集中するために超過勤務は避けられない状況にあり、各課・室の業務を確認し、業務が多忙になる時期の対応について課題と認識している。

職員の昇格については、本学のような小規模な組織では専任職員の退職時以外には上位の職制に昇格する機会が得られないのが実情である。処遇改善については、総人件費にも配慮しつつ、社会情勢や他大学の実情等に鑑み適切に対応していくこととしている。

また、人事考課に基づく業務評価は行っていないが、嘱託職員（いわゆる期間限定

の契約職員)が多いことから、一定期間で新たな採用を行うことによる業務の継続性の確保が課題となっているので、今後は、他大学の状況等も調査し、嘱託職員への評価制度等の導入等や雇用期間等について検討を行うことが必要と認識している。

⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の能力開発についての研修は、学内研修と学外研修に分けられる。

まず、学内では、毎年1回、テーマを決めて管理職員や外部講師による研修会を実施しており、これを2017年4月から義務化されたSD研修として位置づけているところである。(資料10-1-11)

また、学外研修については、日本私立大学協会北海道支部が主催する階層別の職員研修会(初任者・中堅実務者・中堅指導者・課長職相当者)や、職能別研究・協議会(事務局長月例研究会、教務・就職・経理・入試・学生生活・総務)、また日本私立大学協会本部が実施する職掌別の研修会(事務局長相当・教務・就職・経理、入試・学生生活)等に積極的に職員を参加させている。

このほか、カトリック大学連盟、図書館協議会などの私学団体等の研修会やセミナーに、毎年、複数名の職員を派遣している。

教員の研修会は、常設しているFD委員会を中心に、企画立案し、学部では年2回、大学院では年1回実施している。

また、カトリック大学としての建学の精神を継承するため、全教職員を対象として、毎年12月8日の創立記念日に、カトリック教会の司祭等を講師に招いた修養会を実施している。

⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学則第4条において「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」としており、学長、研究科長、学科長・科長、事務局長及び学科推薦委員による自己点検評価委員会を組織し、委員会を中心に、各学科・科、研究科、事務局単位で、点検・評価に取り組み、自己点検評価活動の一環として毎年度、その活動結果について報告書として「年報」に取りまとめている。

看護栄養学部としては、自己点検・評価を実施し、大学運営の理念・目的の適切性を検証している。また、年度末には各学科において教育目標の達成度を検証し次年度の目的を再検討している。

大学院看護栄養学研究科では、各専攻会議、及び定期的に研究科委員会を開催し、理念・目的の適切性を検証するとともに、自己点検評価委員会において検証し、報告書を作成している。

専門職大学院助産研究科では、教育目的に沿って自己点検評価を行い、報告書を作成している。

このほか、学生満足度調査及び学生による授業評価報告書を取りまとめ、その結果を学内にフィードバックし学生と教職員へ公開している。

(2) 長所・特色

学長と教授会の権限については、法改正を踏まえた学則改正等により審議事項が明示されたことで、大学の意思決定が迅速化され、会議が効率的に運営されるようになった。

学長は、大学の最高責任者としての責務を遂行することは勿論のこと、大学代表の理事、評議員として学外の理事、評議員とのパイプ役を果たしており、円滑に学園の運営が図られるよう努めている。

予算編成や予算執行に関し、予算見積内訳書で表示する予算の単位は、費目毎のほか、事業毎に集計しており、きめ細かい予算管理を行っている。

また、2016年度から会計システムを一新し、予算執行、業者支払、授業料管理、会計処理を一回の伝票処理で行うことができるようになったため、リアルタイムで予算の執行状況を把握し、効率的に会計処理が行うことができている。

教授会に事務局の課・室長が陪席し、また、各種委員会に事務局職員が出席し、審議等に参加する本学の形態は、教学と事務組織の一体性、教員と職員の連携関係を確保する上で有効である。

カトリック大学に勤務する教職員が、毎年、修養会の場で建学の精神と教育理念の理解に努めていることは職務の遂行上有益である。

事務職員の研修会については、嘱託職員も含めた職員が全員参加出来るように、ローテーションを組み、計画的に参加者を選定し、資質向上に努めている。

毎年、年度末に点検評価活動の報告会を開催し、活動内容と課題について学内で質疑が交わされ、課題等を全学で共有することにより、内部質保証の検証と充実に努めており、その結果を点検評価活動報告書「年報」として公表している。

また、学生生活を支援する学務課が中心となり、学生生活全般の問題を包括的に取り扱った学生満足度調査を行い学生のニーズを把握し、その結果について教職員にフィードバックし学生支援に関係する部署と共有し全学的な学生支援体制に役立てている。

(3) 問題点

2012年に「戦略体系図『TP7020』」を策定して2020年までの方針を定めたが、大学としての中長期計画を策定していないことから、毎年度の事業計画に重要事項を位置づけ周知しているものの、将来を見据えた大学運営を行うためには中期計画を策定し、建学の理念を実現するための具体的な目標や実現への行程について、学内で共有できるようにする必要があり、今後の課題である。

18歳人口の減少等様々な社会構造の変化の中で、とりわけ少子超高齢化が社会にもたらす様々な課題について、看護・栄養系大学としてまた、社会的弱者などへの奉仕を学園創立の理念としている本学に期待される役割は少なくないものと認識している。このため、社会に貢献する大学の役割について学内でのより深い検討が必要である。

予算執行に対する分析や検証はまだ不十分であり、会計システムを導入した効果を活かして、今後、経費の削減や効率的な経費配分について分析や検証を行う必要がある。

事務決裁規程が未整備なため、経理規程等他の規程に準じて取り扱っているが、2017年度に他大学の調査を実施したので今後策定し、意思決定の効率化と迅速な事務処理に

つなげていく必要がある。

また、人事面では、4年制大学への移行時に事務局職員を増員し、採用した等の事情から、現在、事務局長及び次長に他団体の定年退職者を嘱託職員として任用しているが、その職制の権限、責任等の観点から望ましいとは言えないので、適切な時期に専任職員から任用できるような事務局体制にすべきと認識している。

本学のような小規模な組織では、人事考課を有効に活用する方策を検討しなければ適切に業務に反映させることが難しい面があり、人事考課に基づく職員の業務評価は実施していないが、今後の検討課題であると考えている。

研修については、特にIRの活用、学習成果の可視化等の業務に精通した職員の育成が課題であると考えており、外部研修を積極的に活用し新たな業務への取組にも配慮して行きたい。

本学の点検評価活動が、PDCAサイクルとして機能していくためには、点検評価活動が自己目的化することなく、具体的な大学の教育研究に反映されるよう、引き続き学内で検討する等、不断の見直しに努めていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

中長期計画について策定していないものの、理事会で決議した事項について事業計画に位置づけて、当面の目標として学内で共有している。また、2017年度から2021年度までを対象期間とする年度別計画を策定し理事会及び評議員会に報告しており、そのうち2020年度からの実施事項については学内検討を加速する等、各決議事項について毎年度、適切にその進行管理を行い、その進捗状況を勘案した予算編成を行うことで、決議事項について着実に取り組んでいくこととしている。

学校教育法等の改正等を踏まえた学内の諸規程の改正も概ね終了し、教授会の審議事項についても整理されたことや2018年度から副学長が置かれることになり、学長のリーダーシップを補佐する体制が整いつつある。引き続き、大学の教育研究力の向上を目指して、学内緒会議での検討を深めていくこととしている。

大学の業務が円滑に進むよう、事務局職員が教育課程カリキュラムの編制や学生・院生への履修指導、就職支援などにも積極的に関わり支援できるよう、事務職員が自ら幅広い知識を身につけ、その能力を向上させるため学外研修等を積極的に活用するとともに、各人が積み重ねてきた知識や経験、そして業務で得た情報を共有する場として、教職員が一体となって研修に取り組むことが重要である。

限られた職員体制であるからこそ、業務の経験年数に裏打ちされた専門性の向上とともに在籍年数を勘案しながら人事異動を的確に実施していくことで幅広い知識、経験を積んだ職員間の相互補完による協力体制の構築を目指していくこととしている。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

中・長期の財務計画については、2008年8月の理事会に2008年度から2017年度までの10年間の長期財務計画案が提案され、2014年度以降については教員人件費などを詳細に詰めて再検討することとし、当面2013年度までの財務計画が承認され、これに基づいて計画的な財政運営に努めてきた。

しかし、前述のとおり18歳人口の減少や道内における看護・栄養系大学、学部の開設による危機感から本学の将来の教育体制について抜本的な改革に取り組むこととし、財務計画の策定上の主要要因となる入学定員数、教員数、専門職大学院助産研究科や看護栄養学研究科のあり方、新校舎整備の実施時期、事業規模及び資金見通し等について先行して検討を進めてきたため、2014年度以降の財務計画の見直しがされていない。

このため、2008年度の理事会に提案された「2014年度から2017年度までの長期財務計画案」を前提にこれを引き継ぐ形で、2017年3月理事会において新たな財務計画の策定に関連する5本の基本方針が決議された。現在、2018年度から2023年度までの6年間を期間とする中期財務計画案の検討に着手し、2018年度に策定する予定である。

本学の財政状況については、財務関係比率(大学基礎データ表9、大学基礎データ表10、大学基礎データ表11)で見ると、人件費比率は66.4%と高いが、これは人件費比率の分母となる経常収入の大半を占める学生生徒等納付金収入が少なくなっているというよりも、少人数教育に力を入れているため、専任教員数はもとより実習指導につく兼務教員についても多く配置していることが人件費比率を高めている要因と考えられる。

教育研究経費比率については27%と比較的低いが、教育研究に必要な経費は適正に配分しており、費目別、事業別にきめ細かい予算配分を行っているため無駄な経費を削ぎ、効率的に執行しているためと考えられるが、毎年比率は上昇している。

管理経費についても近年上昇しているが、これは広報活動に経費を配分しているためであり、6.7%という数字は決して高くなく、管理経費を抑制していると思われる。

事業活動収支差額比率については2016年度に-1.1%と支出超過になったが、これは教務システムや会計システムを入れ替えたことによる一時的な支出が要因である。

基本金組入率については、第2号基本金を計画的に組み入れていることにより、11.8%と順調に積み立てしている。

純資産構成比率については、高いほど財政的には安定しており、50%を下回る場合は他人資金が自己資金を上回っていることを示すが、本学は83.6%となっており、自己資金で運営されていることを示している。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

本学が寄附行為、学則等に定める目的の達成に向けて教育研究の維持、向上に努め、高等教育機関に期待される社会的な役割を果たしていくためには、安定的な財政基盤の確立は不可欠である。

今後、18歳人口が減少していくことが見込まれる中で、本学のような小規模な私立大学

にとっては学生や院生の確保はきわめて重要な課題と認識している。

このため、学生生徒等納付金収入の安定的な確保はもとより、補助金等の外部資金や寄付金の確保に引き続き取り組んでいく必要があり、そのためにも学生や院生にとって魅力のある教育研究の充実や教育環境の整備が求められている。

本学では計画的に引当特定資産を組み入れており、減価償却引当特定資産は2007年度389,000,000円から2016年度は751,000,000円まで組み入れており、減価償却累計額1,934,442,827円の38%まで組み入れている。退職給与引当特定資産は2007年度80,000,000百万円から2016年度は251,000,000円まで組み入れており、退職金要支給額310,702,543円の80%まで組み入れている。

また、新校舎建設に向けて2010年度に策定した第2号基本金組入計画に基づいて第2号基本金引当特定資産について、2016年度までに790,000,000円組み入れしており、特定資産総額で2,033,950,000円の積み立てをしており、流動資産1,631,480,153円と合わせて財務基盤は安定している。

教育研究活動に特に必要な経費が発生する場合は、予算編成時に理事長、学内理事、事務局長等による予算会議でヒアリングを行い、教育研究活動に必要な不可欠なものについて検討し、教育研究経費総額や収支差額の状況も照らし合わせて、計上している。

科学研究費については、毎年度、一定数の申請はあるが、採択された研究代表者は年に4件であり、ここ数年は低水準にある。(大学基礎データ表8)

受託研究は民間企業からの委託事業であり、栄養学科で受けている研究が主である。共同研究は他大学や農業試験場、企業との共同研究が主であるが、年1～3件である。

奨学寄附、受託研究、共同研究の合計金額は研究費全体の20%から25%程度であるが、件数は毎年5、6件であり特定の研究者に偏っている。

寄付金については、毎年度約15百万円程度であり多くはないが、2017年度は学園創立70周年の節目の年であり、70周年記念式典と連動させて、新校舎の整備や奨学金の充実等を目的とする「学園創立70周年・大学開学20周年記念事業募金」を開始し、一定額以上の寄附者に記念品を贈呈することや大学ホームページ上からクレジットカードによる寄附ができるようにすることなどにより、大学開学20周年に当たる2020年度に向けて大学関係者等に幅広く寄附をお願いし、寄附金の確保に努めている。

毎年度、後援会及び同窓会から奨学金事業や学生ボランティア活動等への助成としてご寄附をいただいているほか、昨年度については創立70周年記念として後援会及び同窓会から特別にご寄附をいただいた。

また、大学ホームページ上で寄附金のページがわかりづらいとの指摘もあり、現在、ホームページの全面リニューアルに取り組んでおり、2018年度から新たな利用が開始される予定である。

(2) 長所・特色

長い間の懸案事項であったキャンパス整備について2018年度から工事に着工することになったところであるが、これまで特定資産を計画的に組み入れており、特定資産構成比率はかなり高い。

また、負債についてもリース料の未払金、退職給与引当金、学納金の前払金以外にほと

んど負債が無いことから、総負債比率や負債比率も低く、財務基盤は安定している。

現在、外部資金があまり獲得できていないが、学内の特別研究費（学内の競争的研究費）（大学基礎データ表8）は、外部の競争的資金に申請したが採択されなかった教員に対して優先的に採択し、研究を支援するように整備した。

（3）問題点

2014年度以降の中・長期財務計画の見直しが遅れ、新たな計画が2017年度中に完成していないことは課題である。このため、理事会決議事項について着実に実施し、収支の改善に努めていく必要がある。

また、2016年度は大学開学以来初の基本金組入前当年度収支差額が支出超過となり、2017年度についても2年連続で支出超過が見込まれる。

外部資金については、科研費の申請件数は一定数あるが、全教員数の3割に満たないため、外部資金の獲得に向けた説明会など更なる支援に努める必要がある。

（4）全体のまとめ

遅れていた中期財務計画の策定に係わる本学の将来の教育体制についての基本的な方向性が決定されたことにより、財務計画の策定に必要な諸条件について見通せる状況になったことから、2018年度の早期に策定できる予定である。

財務状況については、小規模大学として収入が大きくないことを自覚してこれまで堅実な経営をしてきており、長期負債はなく内部積立比率も大学平均を上回っている。

今後は、新校舎の整備や老朽校舎の大規模修繕等の大型投資事業が予定されており、これまで以上に経常収支の均衡に配慮し、効率的・効果的な財政運営に努めていく必要がある。

終章

この終章では、本章を要約するとともに、点検・評価の結果、本学の特色、今後取り組むべき事項等についてまとめる。

1. 本学では、建学の精神「愛をとおして真理へ」に基づき1学部2学科、大学院看護栄養学研究科および専門職大学院助産研究科を設置している。学部・研究科の目的は建学の精神を踏まえ適切に設定し、学則に明示して学内外に周知、公表している。
2. 本学の教育における大きな特徴である正課教育と正課外教育とのバランスの確保及び高齢化による修道女や信徒の教員を確保することが困難な状況の中で、建学の精神の継承・浸透が今後の大きな課題になっている。
3. 専門職業人の育成は、本学の大きな特色であり、「建学の精神」に基づき、「健康」と「生活」という共通概念を基盤にして、それぞれの学部・研究科ともに独自のアプローチを持ちながら、連携・協働して地域社会に貢献できる専門職業人の育成を行っている。その質の向上と改善を継続して行うために教育の充実と実践的な研究により学修成果の向上を図っている。より良い教育のために、研究態勢の整備、研究力の向上が今後の課題である。
4. 全学的な内部質保証体制は、自己点検評価委員会が中心となり行なっている。当委員会は、大学開学の2000年に設立され、継続して教育研究活動等の状況について点検・評価を行い、毎年「自己点検・評価報告書（年報）」を作成し、公表している。
5. 教員個人、学科・科、委員会レベルでは自己点検・評価に基づく改善がなされている。しかし、PDCAサイクルのアクションに係る全学的な内部質保証システムの構築は現時点では不十分であり、教育研究評議会、学園運営連絡会の充実・活用が急務である。また今後、定期的な外部評価の導入を検討したい。
6. 本学の教育研究組織は概ね適切に構成されている。学部、研究科の教育課程や教育内容は、学問の動向や社会的要請等に配慮して見直し、カリキュラムの構成を検討し、改善してきており、併せてふさわしい教員を配置している。教育研究組織全体としての研究力の向上が今後の課題である。
7. 学科・科、委員会等の各部門で、教育研究組織の適切性を検討し、改善する体制をとることができており、全学的に検討する体制もあり、組織として恒常的に検証を実施する体制が取れている。今後は、全学的に将来の方向性についての検討がなされる場が、より有効に機能していくことが必要である。
8. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー＝DP）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー＝CP）を、学部では学科毎に、看護栄養学研究科では各専攻の課程・コース毎に、助産研究科は研究科全体で定めている。教育課程を体系的に編成し授業科目を開設しており、成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っている。
9. 学生の受け入れは、方針（アドミッション・ポリシー＝AP）を定め、ホームページ等により公表している。また、APに基づき学生募集および入学者選抜を公正に実施している。在学学生数を定員に基づき適切に管理しているが、小規模大学の経営はスケールメリットが無く困難であり、今後の学修環境の整備の必要性も考慮して学部定員の増員を検討している。看護栄養学研究科及び助産研究科の定員に対する在籍学生比率が低く、

この改善が課題であり、担当教員の研究力向上、大学院担当にふさわしい教員の採用に努めている。

10. 地域包括ケアシステムの導入等の医療・介護システムの大きな変化の中で、この変化に対応できる3方針の見直しを続行中で、2020年から新しい3方針を導入する予定である。
11. 人事方針は毎年定め教員の適正配置に取り組んでいる。しかし、設置基準等を満たした教員数は十分確保できているが、退職等に伴う後任補充には苦慮しているのが現実であり、嘱託教員や特任教員の雇用が教員の高齢化に結びついている。今後、大学院教育の充実も含め全学的に望ましい教員組織の構築を目指す。
12. 大学のキャンパスとして学生の学修環境を整備することが今後の課題であり、現在、キャンパス整備の改善に向けて、新棟の建設に着手したところである。今後は、ハード面での整備とソフト面の支援の更なる充実が必要である。
13. 学生の学修や教員による教育研究活動において、環境整備に関する方針については、2012年に戦略体系図『TP7020』をまとめ教職員に周知した。校地および校舎面積は、大学設置基準上必要な基準を十分満たしており、教育研究を行う上では全く支障はないが、一部の校舎については耐震補強工事を済ませているものの、老朽化が進んでおり、毎年度配管、外壁、屋上防水等の修繕工事で環境保全を維持している。新棟建設終了後に老朽化した校舎の大規模改修を予定している。
14. 学部定員を検討中であるため、中長期計画について確定できていないものの、戦略体系図『TP7020』及び理事会決議事項を事業計画に位置づけて、当面の目標として学内で共有している。また、2017年度から2021年度までを対象期間とする年度別計画を策定しており、そのうち2020年度からの実施事項については学内検討を加速する等、各決議事項について毎年度、適切にその進行管理を行い、その進捗状況を勘案した予算編成を行うことで、決議事項について着実に取り組んでいくこととしている。
15. 学校教育法等の改正等を踏まえた学内の諸規程の改正は、概ね終了した。教授会の審議事項についても整理され、2018年度から副学長が置かれることになり、学長のリーダーシップを補佐する体制が整いつつある。
16. 財務状況については、小規模大学として収入が大きくないことを自覚してこれまで堅実な経営をしてきており、長期負債はなく内部積立比率も大学平均を上回っており健全な経営状態にあると言える。